

第2期 南三陸町

子ども・子育て支援事業計画

～南三陸こどもHAPPY♡プラン～



令和2年3月

南三陸町

目次

第1章 計画策定の背景と位置付け	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画期間	2
第4節 策定体制	3
1 子ども・子育て会議の設置	3
2 南三陸町保健福祉総合審議会による協議	3
3 アンケート調査（就学前児童の保護者、小学生の保護者）の実施	3
第2章 南三陸町の現状	5
第1節 統計データにおける子ども・子育て世帯等の状況	5
1 人口・世帯数	5
2 人口動態	7
第2節 子ども・子育て支援事業の実施状況	9
1 子どもの人口の検証	9
2 教育・保育事業の検証	10
3 地域子ども・子育て支援事業の検証	11
第3節 子育て支援施策の実施状況	15
第4節 ニーズ調査結果概要	22
1 調査の概要（再掲）	22
2 集計結果概要	22
第5節 子ども・子育て支援の課題への取り組みと対応	30
1 子育て家庭のニーズと地域性を考慮した、保育・教育事業、子育て支援提供体制 ...	30
2 安心して子育てできる、親子の健康づくり、環境づくり	30
3 学校、地域、家庭での教育環境づくり	30
4 本町におけるワーク・ライフ・バランスのあり方	31
5 子育てしやすい生活環境づくり	31
6 虐待や障害、貧困など、特別な支援を必要とする子どもと子育て家庭の支援	31
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	33
第1節 基本的な視点	33
1 子どもの最善の利益の追求	33
2 親としての成長の支援	33
3 地域全体での支え合い	33
第2節 基本理念	34

第4章 子育て支援施策の展開	37
基本目標1：地域における子育て支援の推進	38
1 地域における子育て支援の充実	38
2 教育・保育サービスの充実	42
3 情報の提供・相談支援・経済的負担の軽減	49
基本目標2：親子の健康と子どもの健やかな成長への支援	52
1 親子の健康の確保	52
2 小児医療体制の整備	56
3 食育の推進	57
4 児童生徒の健全育成	58
基本目標3：子どもと家庭がともに育つ学びの環境づくり	61
1 幼児教育の充実	61
2 学校教育の充実	62
3 家庭における教育の推進	64
4 文化・スポーツ活動・ふるさと学習等の促進	65
基本目標4：仕事と生活の調和のある子育て生活の実現	68
1 仕事と子育て・家庭生活の両立を支援する環境づくりの推進	68
2 家庭における男女共同参画の推進	71
基本目標5：子どもや子育てにやさしいまちづくり	73
1 安心して子育てできる生活環境づくり	73
2 子どもの安全を守る活動の推進	75
基本目標6：特別な支援の必要な児童・家庭への取り組み	77
1 児童虐待防止対策の推進	77
2 ひとり親家庭、生活困窮世帯への支援	79
3 発達支援・療育体制の充実	82
第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	87
第1節 子ども・子育て支援事業の概要	87
1 子ども・子育て支援制度の概要	87
2 給付を受ける子どもの認定区分	87
第2節 教育・保育のニーズ量の見込みの考え方	88
1 「量の見込み」の考え方	88
2 家庭類型について	88
3 各事業における「量の見込み」の算出対象	89
第3節 児童数の推計	90
第4節 教育・保育提供区域の考え方について	91
1 教育・保育提供区域とは	91
2 南三陸町における教育・保育提供区域の考え方	91
3 教育・保育提供区域の設定	92

第5節 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	94
1 教育・保育事業（子ども・子育て支援給付）	94
2 地域子ども・子育て支援事業	96
第6節 教育・保育の一体的提供の推進	102
1 認定こども園の普及に係る基本的考え方	102
2 幼稚園教諭と保育所保育士の合同研修に対する支援	102
3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策（より良い事業の提供に係る基本的考え方と推進方策）	102
4 教育・保育施設と地域型保育事業との連携	103
5 幼稚園及び保育所と小学校等との連携	103
第7節 教育・保育施設の質の向上	103
第8節 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	103
第6章 計画の着実な推進に向けて	105
1 計画の推進体制	105
2 計画の達成状況の点検・評価	105
資料編	107
1 子ども・子育て会議条例	107
2 委員名簿	108

第1章 計画策定の背景と位置付け

第1章 計画策定の背景と位置付け

第1節 計画策定の趣旨

南三陸町（以下、「本町」という。）では、子ども・子育て支援の質・量の充実を目指し、平成27年（2015年）3月に「南三陸こどもプラン ～南三陸町子ども・子育て支援事業計画～」（以下、「第1期計画」という。）を策定しました。この計画では、家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たし、そうした取り組みを通じて、家庭を築き、子どもを生み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すこととしています。

国では、平成31年・令和元年に入り、子育て支援関連施策の改正を進めています。また、同時に進められている働き方改革や女性の社会進出の進行等により、社会環境や家庭環境が変化、多様化していくことが予想されます。さらに、近年児童虐待やいじめなど、子どもが被害者となる事件が高い関心を集めており、子どもの安心・安全の確保に関するニーズへの対応も求められています。

こうした中、第1期計画が令和元年度（2019年度）に完了し、見直しの必要があることから、子ども・子育てを取り巻く社会的要請や地域のニーズに対応できるよう、令和2年度（2020年度）を初年度とする（仮称）「南三陸こどもプラン ～第2期南三陸町子ども・子育て支援事業計画～」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

<参考 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正概要>

①「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記

- 放課後児童健全育成事業について、放課後子供教室との一体型の推進や、学校施設の徹底的な活用。
- 地域における女性就業率の動向をも配慮した目標事業量の設定。

②児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記

- 子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進。
- 児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等に向けた体制の充実等。

③その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正

- 市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等。
- 障害児福祉計画との調和の確保。

④幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。

- 市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。
- 都道府県における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携。

<参考 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正概要>

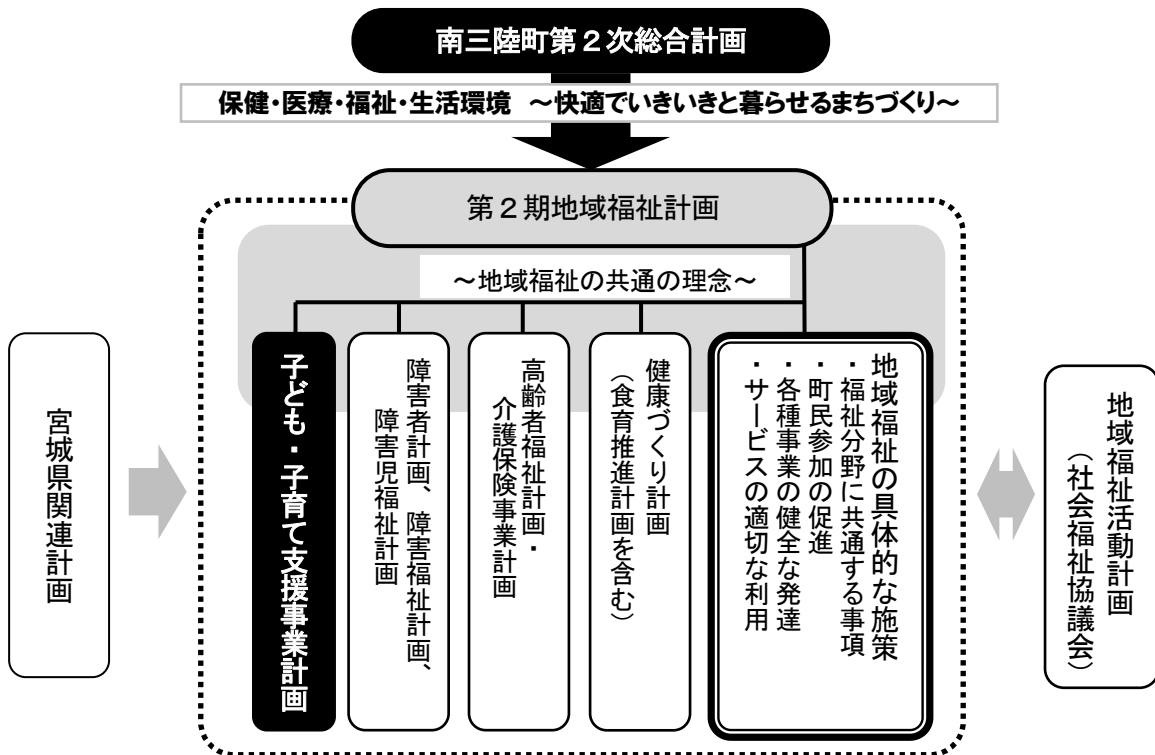
- 「新・放課後子ども総合プラン」の策定を踏まえた、放課後児童対策の考え方に関する記載の追加。
- 平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえた、児童虐待防止に関する記載の追記。
- 社会的養育の充実について、「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」に基づき、策定する旨更新

第2節 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象として、南三陸町が今後進めていく施策の方向性や目標等を定める「子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、子ども・子育てに関する幅広い施策内容及び施策目標を定める「市町村行動計画」の性格も併せ持ちます。

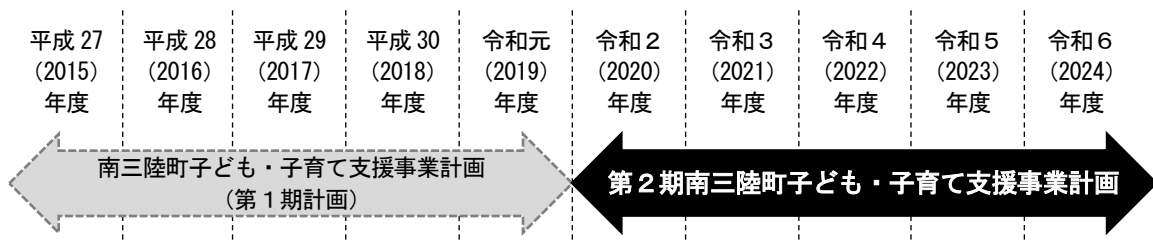
なお、策定に当たっては、町の最上位計画である「南三陸町第2次総合計画」や平成30年（2018年）3月に策定した「南三陸町第2期地域福祉計画」等と整合性を持ったものとして定めています。



第3節 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）の5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の改正や社会情勢の変化、計画目標と実態との大きな乖離の発生があった場合などは、必要に応じて見直しを行うものとします。



第4節 策定体制

計画策定に当たって、子育て家庭の現状や意向、関係者との審議など、幅広い意見を反映するよう努めました。

1 子ども・子育て会議の設置

本計画の検討のため、子ども・子育て支援法第77条に定められている「南三陸町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項について協議します。

2 南三陸町保健福祉総合審議会による協議

町長からの計画策定の諮問を受け、計画の策定体制、策定方法、策定内容、推進方法など、計画全般にわたる検討を行い、町長に答申します。

3 アンケート調査（就学前児童の保護者、小学生の保護者）の実施

子ども・子育ての現状把握のため、就学前児童及び小学生の保護者を対象として、「教育・保育サービスのニーズ量推計の基礎データ収集」及び「子育て支援施策検討のための住民意識の収集」を目的として、アンケートを実施しました。

（1）調査方法・調査期間

種 別		調査方法	調査期間
未就学児 調査	未就園	郵送による配付・回収	平成30年12月21日 ～平成31年1月7日
	町立保育所、 町立認定こども園	利用している幼稚園、保育所、認定こども園における直接配付・回収	
	私立幼稚園、 私立認定こども園		
小学生調査		学校における直接配付・回収	平成31年1月8日 ～平成31年1月15日

（2）配付・回収状況

種 別	配付数	回収数（有効回答）	回収率
未就学児調査	327 票	270 票	82.6%
小学生調査	280 票	241 票	86.1%

第2章 南三陸町の現状

第2章 南三陸町の現状

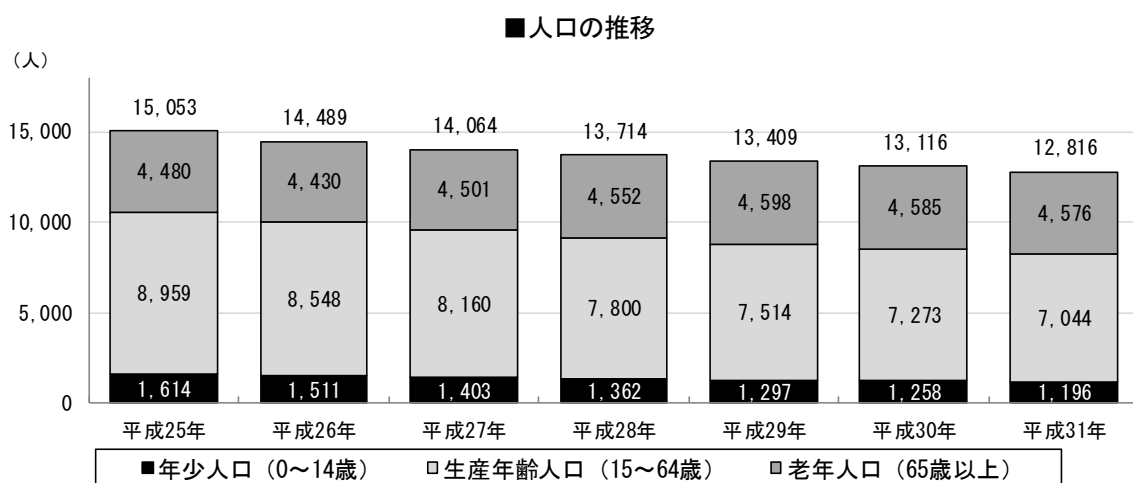
第1節 統計データにおける子ども・子育て世帯等の状況

1 人口・世帯数

(1) 人口の推移

町の総人口は、減少傾向が続いており、平成26年から平成31年までの5年間で1,673人(11.5%)減少しています。

年少人口も同様に減少傾向が続いており、平成25年には1,614人でしたが、平成31年には1,196人となっています。なお、平成26年から平成31年までの5年間で315人(20.8%)の減少となっています。

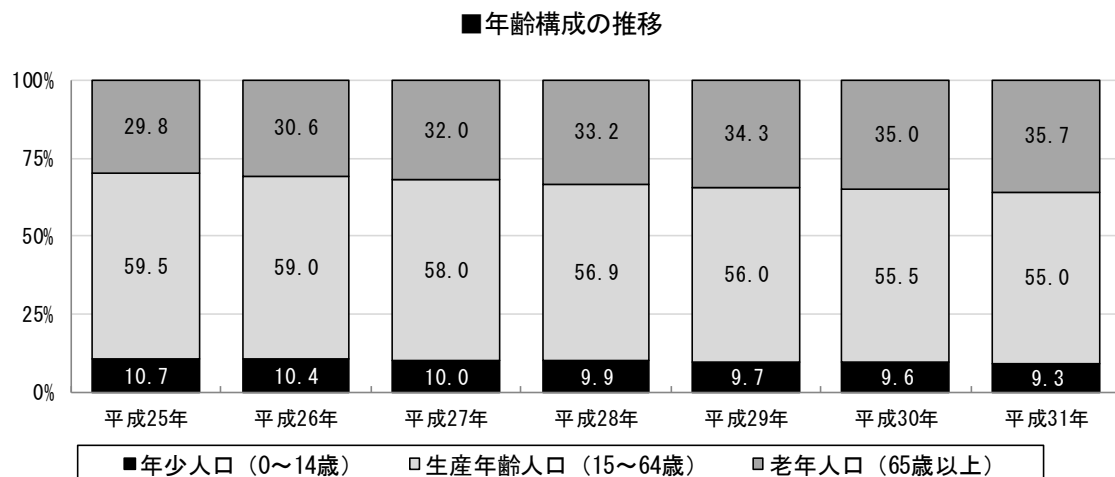


出典：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(2) 年齢構成の推移

年齢構成をみると、平成25年では年少人口は10.7%でしたが、その後割合は低下し、平成31年には9.3%となっています。

また、生産年齢人口の割合も低下し、平成31年には55.0%となっています。

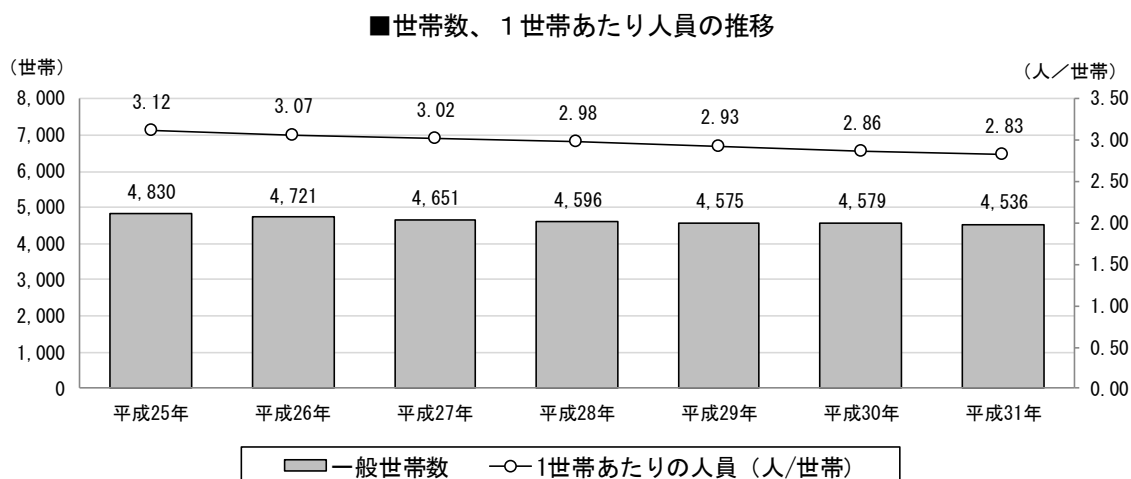


出典：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(3) 世帯数、1世帯あたり人員の推移

世帯数の推移は、平成25年以降減少傾向が続いており、平成26年から平成31年までの5年間で185世帯(3.9%)減少しています。

1世帯あたり人員の推移も同様に減少傾向が続き、平成31年には2.83人/世帯となっています。

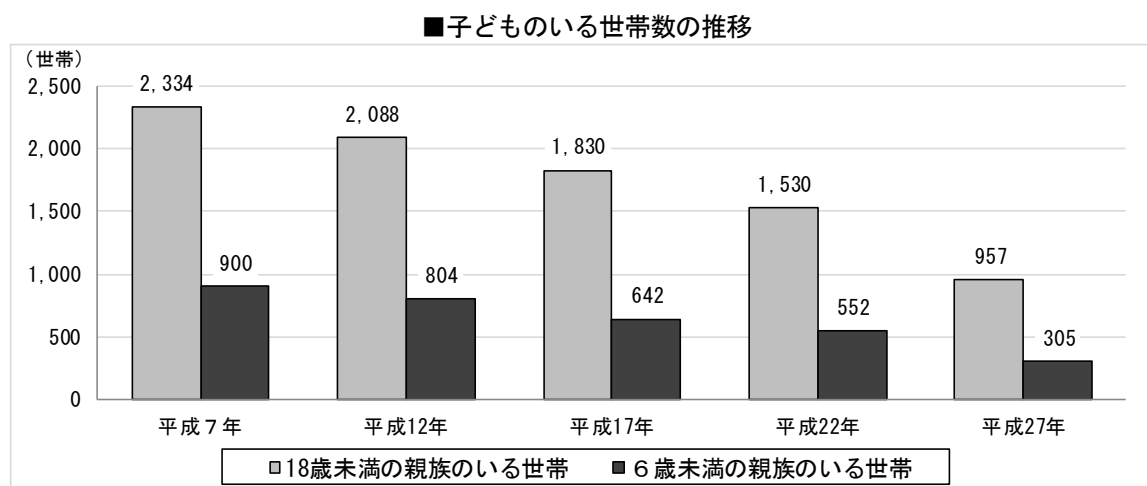


出典：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(4) 子どものいる世帯数の推移

18歳未満の親族のいる世帯数の推移は、平成7年以降減少傾向が続いており、平成7年から平成27年までの20年間で1,377世帯(59.0%)減少しています。なお、東日本大震災を挟む平成22年から平成27年をみると、573世帯(37.5%)減少しています。

また、6歳未満の親族のいる世帯数の推移は、平成7年以降減少傾向が続いており、平成7年から平成27年までの20年間で595世帯(66.1%)減少しています。なお、東日本大震災を挟む平成22年から平成27年をみると、247世帯(44.7%)減少しています。

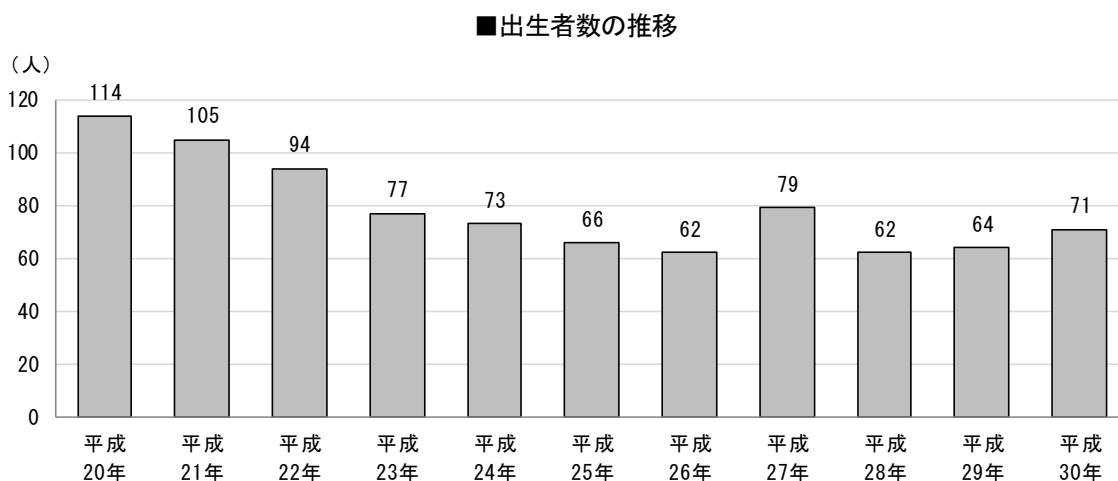


出典：国勢調査（各年10月1日時点）

2 人口動態

(1) 出生者数、出生率の推移

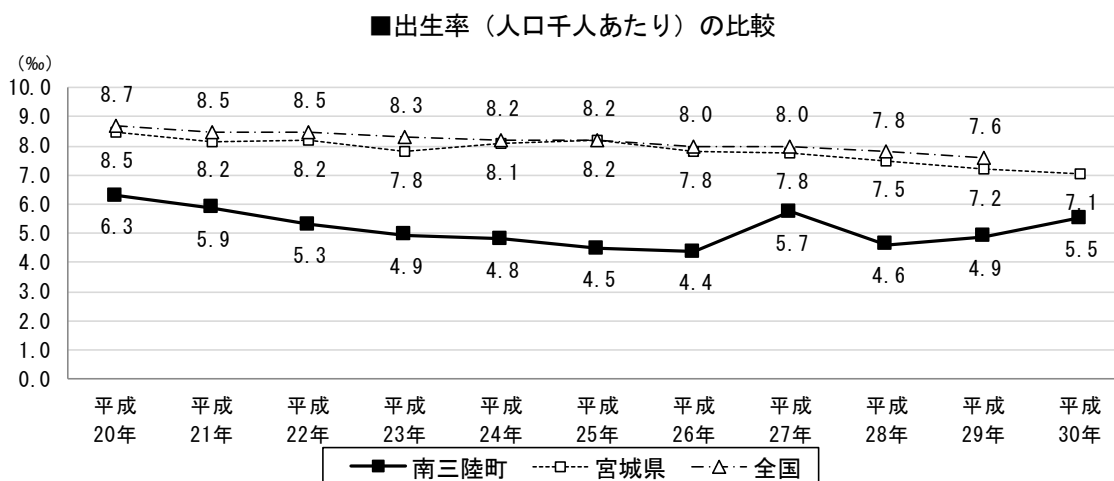
出生数は、平成26年まで減少傾向が続き62人となりました。平成28年から平成30年までは増加傾向が続き、平成30年には71人となっています。



出典：人口動態統計

出生率は、平成26年まで低下傾向が続き4.4となりましたが、その後は回復し、平成30年には5.5となっています。

宮城県や国と比較すると、各年とも宮城県や全国の数値を下回っていますが平成27年以降はその差は縮小し、平成30年には宮城県との差が1.6となっています。



出典：人口動態統計

(2) 乳幼児・新生児等の死亡数の推移

本町の出生数、乳児死亡、新生児等の死亡状況については、各年で増減がみられます。

このうち、新生児死亡数と周産期死亡数は平成23年以降、乳児死亡数は平成24年以降0人となっています。

死産数は、平成20年に5人、平成25年に6人と比較的多い年がありますが、平成26年と平成30年には0人となっており、平成26年以降は減少しています。

■出生率（人口千人あたり）の比較

(単位：人)

	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
新生児死亡数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
乳児死亡数	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
周産期死亡数	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
死産数	5	3	4	3	1	6	0	3	1	2	0

出典：人口動態統計

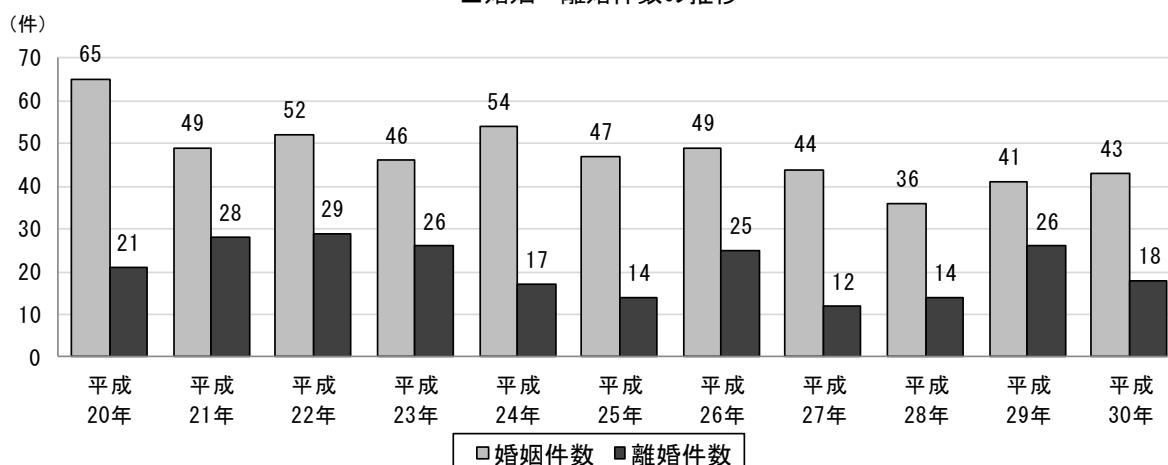
(3) 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は、平成20年は65件でしたが、平成21年以降は40～50件台が続いています。(平成28年を除く。)

離婚件数は、増減を繰り返しながら、10～20件台で推移しています。

婚姻件数と離婚件数を比較すると、各年で婚姻件数が離婚件数を上回っています。

■婚姻・離婚件数の推移



出典：人口動態統計

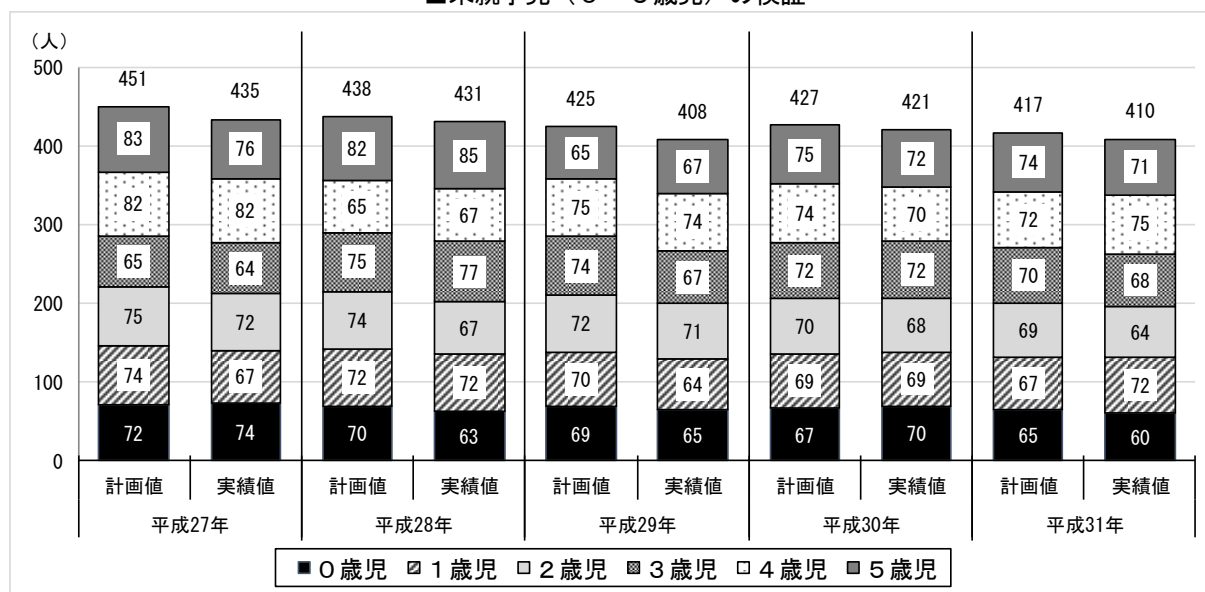
第2節 子ども・子育て支援事業の実施状況

1 子どもの人口の検証

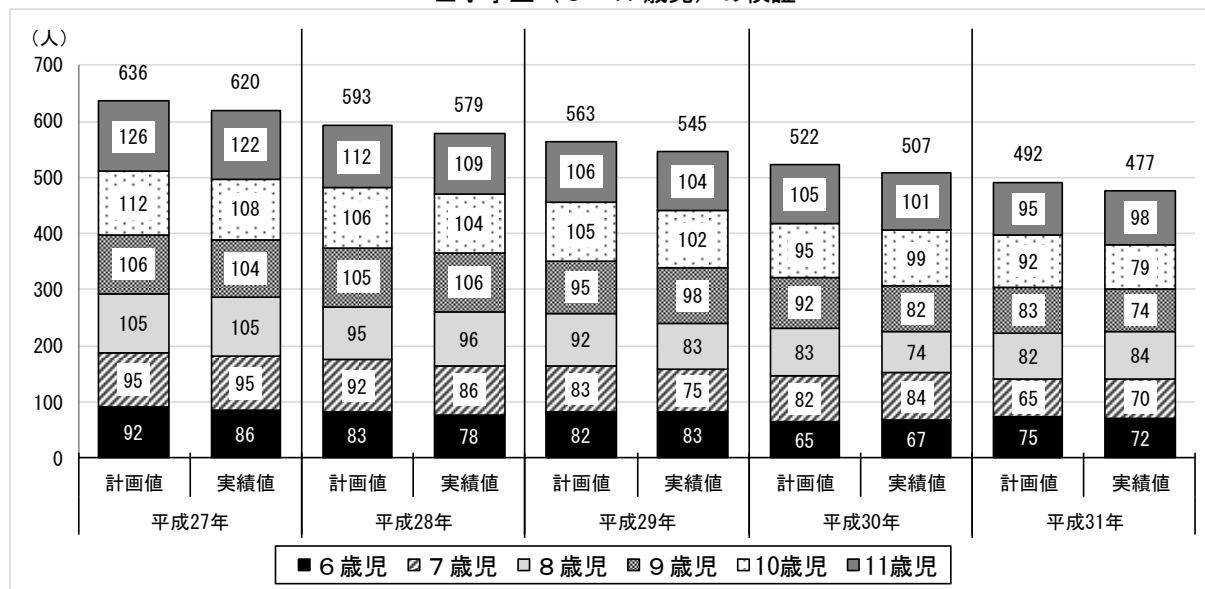
子どもの人口を1歳別で見ると、各年齢とも実績値と計画値の差が10人以下となっており、年によって、計画どおりの実績値となっている年齢もあります。

なお、未就学児（0～5歳児）、小学生（6～11歳児）別に集約すると、それぞれの年齢層で、計画値を下回る実績値となっており、想定以上に子どもの人口が減少しています。直近の平成31年には、未就学児で7人、小学生で15人のマイナスとなっています。

■未就学児（0～5歳児）の検証



■小学生（6～11歳児）の検証



2 教育・保育事業の検証

(1) 1号認定（3～5歳児、学校教育のみ）

平成27年度から平成29年度までは、実績値が計画値を上回っていました。

そのため、平成29年度に中間見直しを行い、計画値を上方修正しました。その後、平成30年度は計画値と同数となっているものの、平成31年度は31人となっており、計画値の42人を下回っています。

実績値の推移をみると、平成27年度から平成30年度までは増減を繰り返しながらも40人前後で推移していましたが、平成31年度には前年から12人減少しています。

区分	当初計画			中間見直し	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
定員（人）	45	60	60	55	50
幼稚園（人）	45	45	45	40	35
認定こども園（人）	0	15	15	15	15
計画値（人）	24	23	23	43	42
実績値（人）	40	35	41	43	31
幼稚園（人）	40	31	36	38	29
認定こども園（人）	0	4	5	5	2

(2) 2号認定（3～5歳児、保育の必要性あり）

平成27年度から平成29年度までは、実績値が計画値を下回っていました。

そのため、平成29年度に中間見直しを行い、計画値を下方修正しました。その後、平成30年度、31年度には計画値を上回る実績値となっています。

実績値の推移をみると、平成27年度と平成29年度は160人台前半でしたが、その他の3か年は170人台後半となっています。

区分	当初計画			中間見直し	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
定員（人）	175	201	201	201	207
保育所（人）	150	136	136	136	155
認定こども園（人）	0	65	65	65	52
認可外保育施設（人）	25	0	0	0	0
計画値（人）	197	196	202	164	160
実績値（人）	161	178	162	176	175
保育所（人）	142	115	102	121	126
認定こども園（人）	0	63	60	55	49
認可外保育施設（人）	19	0	0	0	0

(3) 3号認定（保育の必要性あり）

平成 27 年度と平成 28 年度は、実績値が計画値を下回っていました。

そのため、平成 29 年度に中間見直しを行い、計画値を下方修正しました。平成 29 年度、31 年度には計画値を上回る実績値となっています。

実績値の推移をみると、平成 27 年度と平成 28 年度は 50 人台後半でしたが、平成 29 年度には 70 人を超え、その後は 70 人台で推移しています。

区分	当初計画			中間見直し	
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
定員（人）	69	72	72	72	83
保育所（人）	50	63	63	63	65
認定こども園（人）	0	0	0	0	9
地域型保育（人）	9	9	9	9	9
認可外保育施設（人）	10	0	0	0	0
計画値（人）	77	78	74	71	69
実績値（人）	55	57	77	73	75
保育所（人）	37	49	63	63	66
認定こども園（人）	0	3	9	8	9
地域型保育（人）	9	5	5	2	0
認可外保育施設（人）	9	0	0	0	0

3 地域子ども・子育て支援事業の検証

(1) 利用者支援事業

町内の地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の実施か所において実施することを想定していましたが、実施が先送りの状態となっています。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値（か所）	1	3	3	3	3
実績値（か所）	0	0	0	0	

(2) 地域子育て支援拠点事業

平成 27 年度は計画値と同程度の実績値でしたが、平成 28 年度と平成 29 年度は計画値の 2 倍を上回る実績値となっていました。

そのため、平成 29 年度に中間見直しを行い、計画値を上方修正しました。その後、平成 30 年度には計画値を若干下回る程度の実績値となっています。

実績値の推移をみると、平成 28 年度に 6,104 人と大幅に増え、平成 29 年度と平成 30 年度はそれぞれ 5,578 人、5,604 人と同程度で推移しています。

実施か所数は、計画どおりの実績値となっています。

区分		当初計画			中間見直し	
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	（人）	2,520	2,443	2,244	5,706	5,650
	（か所）	1	3	3	3	3
実績値	（人）	2,675	6,104	5,578	5,604	
	（か所）	1	3	3	3	

(3) 妊婦健診事業

平成 27 年度と平成 28 年度は計画値と同程度の実績値でしたが、平成 29 年度には計画値より 12 人、平成 30 年度には 21 人、それぞれ上回っています。

実績値の推移をみると、平成 27 年度以降増加傾向が続いています。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値 (人)	94	91	90	87	87
実績値	(人)	96	98	102	108
	(か所)	1	1	1	1

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

平成 27 年度から平成 29 年度までは、実績値が計画値を下回っていました。

そのため、平成 29 年度に中間見直しを行い、計画値を下方修正しました。その後、平成 30 年度は計画値と同数の実績値となっています。

実績値の推移をみると、増減を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっています。

区分	当初計画			中間見直し	
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値 (人)	85	84	83	67	65
実績値 (人)	80	60	71	67	

(5) 養育支援訪問事業

平成 27 年度から平成 29 年度までは、実績値が計画値の 1/3 程度となっていました。

そのため、平成 29 年度に中間見直しを行い、計画値を下方修正しました。その後、平成 30 年度は利用者数がさらに減少し、計画値 7 人に対して 3 人の実績値となっています。

実績値の推移をみると、平成 29 年度まではほぼ同数で推移していましたが、平成 29 年度から平成 30 年度には前年から 3 人減少し、3 人となっています。

区分	当初計画			中間見直し	
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値 (人)	17	17	17	7	7
実績値 (人)	5	5	6	3	

(6) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

町内での受け入れ体制が整備されず、各年とも計画値どおり実績値は 0 人となっています。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値 (人)	0	0	0	0	0
実績値 (人)	0	0	0	0	

(7) 子育て援助活動支援事業 (就学後)

小学生のファミリー・サポート・センターの利用を想定していましたが、事業実施の準備段階であり、事業が開始されていません。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値 (人日)	36	34	32	29	28
実績値 (人日)	0	0	0	0	

(8) 一時預かり事業

①幼稚園における在園児対象型

平成 27 年度は計画値の半分以下の実績値でしたが、平成 28 年度と平成 29 年度はそれぞれ計画値の 5.6 倍、6.3 倍の実績値となっています。

そのため、平成 29 年度に中間見直しを行い、計画値を上方修正しました。その後、平成 30 年度には 535 人日となり、計画値の 2 倍程度の実績値となっています。

実績値の推移をみると、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて大幅に増加しましたが、平成 30 年度には減少しています。

区分	当初計画			中間見直し	
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値 (人日)	160	154	156	273	273
1号認定 (人日)	160	154	156	273	273
2号認定 (人日)	0	0	0	0	0
実績値	(人日)	65	868	979	535
	(か所)	1	2	2	2

②在園児対象型以外

在園児対象型以外の一時的預かりを想定していましたが、受け入れ体制が整備されず、利用実績値は 0 人となっています。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値 (人日)		892	861	822	820	794
実績値 (人、か所)	(人日)	0	0	0	0	
	(か所)	0	0	0	0	
一時預かり事業 (在園児対象型以外)	(人日)	0	0	0	0	
	(か所)	0	0	0	0	
子育て援助活動 支援事業	(人日)	0	0	0	0	
	(か所)	0	0	0	0	

(9) 時間外保育 (延長保育) 事業

平成 27 年度は計画値を超える実績値となっていました。平成 28 年度、平成 29 年度は計画値を 20 人程度下回っていました。

そのため、平成 29 年度に中間見直しを行い、計画値を下方修正しました。その後、平成 30 年度は計画値と同数の実績値となっています。

実績値の推移をみると、平成 27 年度は 85 人の利用がみられましたが、平成 28 年度以降は 30 人台前半で推移しています。

区分	当初計画			中間見直し	
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値 (人)	55	53	51	33	32
実績値	(人)	85	35	32	33
	(か所)	2	4	5	6

(10) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

町内での受け入れ体制が整備されず、各年とも計画値どおり実績値は0人となっています。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値（人）	0	0	0	0	0
実績値	（人）	0	0	0	0
	（か所）	0	0	0	0

(11) 放課後児童クラブ（放課後健全育成事業）

平成27年度から平成29年度までは、低学年、高学年ともに実績値が計画値を下回っていました。

そのため、平成29年度に中間見直しを行い、計画値を下方修正しました。また、低学年の利用を高学年より高く想定しました。その後、平成30年度は、低学年では計画値を3人、高学年では7人下回っています。

実績値の推移をみると、低学年は増加傾向が続いています。高学年は平成29年度までは増加していましたが、平成30年度には前年度から1人減少しています。

区分		当初計画			中間見直し	
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年	計画値（人）	78	72	68	43	43
	実績値（人）	32	33	35	40	
高学年	計画値（人）	79	74	70	17	17
	実績値（人）	7	14	16	10	
合計	計画値（人）	157	146	138	60	60
	実績値（人）	39	47	51	50	

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実績なし

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

実績なし

第3節 子育て支援施策の実施状況

第1期計画で定めた、市町村次世代育成支援地域行動計画に該当する「子育て支援施策の展開」の実施状況を以下のとおり整理します。(ただし、「再掲」の事業は除く。)

基本目標1：地域における子育て支援の推進

1-1 地域における子育て支援の充実

分類	実施状況・課題
◎ 地域全体への意識啓発・様々な体験・交流機会の充実	
1-1-1：地域全体で子どもを育てていくことへの意識啓発	○広報紙等の多様な媒体を活用したが、地域全体への意識啓発までには至らなかったことから周知の方法について見直しが必要。
1-1-2：地域の交流ができる場づくり	○平日日中の施設開放について、児童の安全確保のため開放は困難。 ○休日等の施設開放について、開放翌日の保育業務開始前に遊具等の破損有無等、十分な安全点検を行う体制の構築が必要。 ○世代間の交流について、特定の団体との交流に限定されており、多くの方（特に施設周辺地域の方々）との交流が必要。
1-1-3：子どもの遊び場、親子による交流・自然体験ができる場の提供	○復興事業等による環境整備が整わなかったため、遊び場や機会を創出できなかった。
1-1-4：夏季・冬季休業期間における子どもの居場所づくり	○放課後児童クラブ申込者以外の児童が施設を利用することは、事業の性格上困難。 (放課後子ども教室が適している。)
1-1-5：放課後子供教室事業	○平成29年度までの事業で学習習慣や放課後の過ごし方がほぼ定着したため、事業終了。
◎ 子育て親子同士の交流・情報交換機会の充実	
1-1-6：地域子育て支援センターの充実	○子育て支援センターについて、実施回数や内容の見直しが必要。 ○戸倉・歌津地区子育て支援センターの2か所について、子どもの減少が進み、利用者が少ないため、平日3日間のみ開放している。
1-1-7：子育てサークル活動などの仲間づくりの推進	○子育てサポーター講座への参加者がみられたが、受講した子育てボランティア・サポーターが参加、支援できる事業が少なかった。

1-2 教育・保育サービスの充実

分類	実施状況・課題
◎ ニーズに応じた教育・保育施設等の充実	
1-2-1：地域型保育事業の推進	○平成28年度から地域型保育事業(事業所内保育)に移行したマリシマル保育園について、利用者が少ないことから対象児童等の見直しが必要。 ○認可外保育施設への運営費補助については、入所児童数等の補助要件を満たせず未実施。
1-2-2：認定こども園の設置検討	○平成28年4月から、2施設が地方裁量型認定こども園に移行済み。

1-2-3 : 保育施設及び環境の整備	○教育・保育7施設が津波や土砂災害の危険性のない地域へ移転を完了。 ○定員に対して3歳未満児の利用希望が多く、一部の保育所を希望しての入所保留も多いため、全体的な受け入れ体制の見直しが必要。
1-2-4 : 認可外保育施設への支援	○町民の利用者はみられない。 ○無償化による制度改正により、子育てのための施設等利用給付について検討。
◎ 教育・保育サービスの充実	
1-2-5 : 乳児保育事業	○年度当初の入所希望で定員超過となり、その後の入所希望は待機となっている。 ○1歳未満児の保育について、3:1での保育士配置では乳児の安全保育は困難。
1-2-7 : 利用者支援事業	○直接的な支援と関係機関等の連絡調整を一体的に行う体制の構築が必要。 ○子育て支援員等の研修参加等、相談・支援の技術的な質の向上が必要。
1-2-8 : 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	○実際の利用ニーズが少なく未実施。
1-2-9 : 幼稚園における子育て支援活動	○子育て支援活動は子育て支援センターで行っており、幼稚園では未実施。
◎ 就労形態の多様化に対応した保育及び放課後の居場所の確保	
1-2-10 : 延長保育事業	○経済的負担も考慮し、保育標準時間認定に誘導する等、細やかな対応が必要。
1-2-11 : 夜間保育事業	○実際の利用ニーズが少なく未実施。 ○今後、ニーズの把握と緊急度等について調査検討が必要。
1-2-12 : 休日保育事業	○実際の利用ニーズが少なく未実施。 ○今後、ニーズの把握と緊急度等について調査検討が必要。
1-2-13 : 預かり保育事業	○一部の園では保護者からの要望により長期休暇中に預かり保育を実施。 ○今後、就労形態の多様化に対応できるよう、長期休暇中の預かり保育の体制整備が必要。
1-2-14 : 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	○戸倉地区放課後児童クラブについて、学区内の利用希望者が少なく事業が困難。 ○歌津地区放課後児童クラブについては、定員超過のため、定員の見直し拡大が必要。
◎ 保護者の緊急時、子どもの病気等への対応	
1-2-15 : 一時預かり事業	○実施可能な事業者がいいため未実施。
1-2-16 : 病児・病後児保育事業	○実際の利用ニーズが少なく未実施。 ○今後、ニーズの把握と緊急度等について調査検討が必要。
◎ 幼稚園教諭・保育士等の人材確保・資質の向上	
1-2-17 : 人材の確保	○ハローワークによる人材確保の実績はなし。
1-2-18 : 幼稚園教諭・保育士等の資質向上	○私立の教育・保育施設では研修等への参加の機会が少ないため、町立の教育・保育施設の内部研修等への参加について検討が必要。
◎ 保育所（園）・幼稚園・小学校及び関係機関との連携強化	
1-2-19 : 子育て支援ネットワークによる連携強化	○子育て支援センターを中心とした現在のネットワーク体制の見直しが必要。

1-3 情報の提供・相談支援・経済的負担の軽減

分 類	実施状況・課題
◎ 情報の提供・相談支援・経済的負担の軽減	
1-3-1：子育てや家庭教育に関する情報提供の充実	○最新の子育て情報を提供できるよう、電子ブックやアプリ等の導入に向けた検討が必要。 ○家庭保育・家庭教育の重要性についての周知方法について見直しが必要。
1-3-2：民生委員・児童委員、主任児童委員活動	○震災後、地区の再編により、民生委員等が欠員の地区があり、相談体制等に偏りがある。 ○民生委員等の欠員が発生している地区では、生活相談員等との情報交換を行っている。
◎ 育児不安の解消及び養育支援の充実	
1-3-3：育児相談	○概ね計画どおり実施。
1-3-4：家庭児童相談	○専門的相談（産後うつ病、育児ノイローゼ、栄養指導等）については、保健師等の専門職との連携による指導・支援が必要なことから、連携体制の見直しを行う。
◎ 経済的負担の軽減	
1-3-5：各種手当等の支給による経済的負担の軽減	○概ね計画どおり実施。
1-3-6：母子福祉資金等貸付事業	○概ね計画どおり実施。
1-3-7：幼稚園就園奨励助成	○該当する園はなし。（令和元年10月より幼児教育無償化制度が実施されるため終了予定。）
1-3-8：奨学金の貸付	○育英資金の貸し付け、返還事務について、適正かつ効率的な事務運営が必要。

基本目標2：母子の健康と子どもの健やかな成長への支援

2-1 母子の健康の確保

分 類	実施状況・課題
◎ 出産・育児に対する不安の軽減に向けた相談・情報提供	
2-1-1：母子健康手帳の交付	○概ね計画どおり実施。
2-1-2：妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発	○概ね計画どおり実施。なお、父親へ働きかける機会が少ない。
2-1-3：喫煙に関する知識の普及と禁煙・分煙の推進	○概ね計画どおり実施。なお、家族やその他周囲の方へ働きかける機会が少ない。
2-1-4：子育てに関する相談支援と情報提供・学習の場の充実	○概ね計画どおり実施。
◎ 各種健診・訪問指導の充実	
2-1-5：乳幼児健康診査の充実	○概ね計画どおり実施。
2-1-6：乳児家庭全戸訪問事業	○概ね計画どおり実施。
2-1-7：養育支援訪問事業	○概ね計画どおり実施。
2-1-8：予防接種の推進	○概ね計画どおり実施。
2-1-9：歯の健康づくりの充実	○概ね計画どおり実施。

2-2 小児医療体制の整備

分 類	実施状況・課題
◎ 小児医療体制の強化	
2-2-1：小児医療体制の維持	○週3日診療の継続的な維持・確保が必要。
2-2-2：小児医などの医師の招へい	○全国的な小児科医不足の状況があり、医師を継続的に招へいすることが必要。

◎ 母子の健康づくりに関する知識・技術の習得支援	
2-2-4：乳幼児期の事故防止に関する啓発	○パンフレットの配布時期、活用状況の把握が必要。

2-3 食育の推進

分 類	実施状況・課題
◎ 食育に関する各事業の推進	
2-3-1：食育の推進	○概ね計画どおり実施。

2-4 児童の健全育成

分 類	実施状況・課題
◎ 思春期保健・健康教育の充実	
2-4-1：相談の充実	○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置に係る経費は、将来的な財源確保について不透明な状況。
2-4-2：学校における性教育・健康教育の充実	○各小中学校の保健教育指導計画等により実施。
◎ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	
2-4-3：青少年を取り巻く有害環境対策の充実	○保護者に対して児童生徒の携帯電話所持に係る理解促進、児童生徒に対して携帯電話の安心安全な使い方の啓発活動が必要。
◎ 青少年の社会参加・社会の一員として自立支援	
2-4-4：青少年の社会参加の促進	○生徒数の減少により、中高生のジュニア・リーダー育成事業への参加する数が減少。 ○南三陸ボランティアサークルに入会したものの、途中で退会する生徒がみられる。
2-4-5：社会生活を営むうえで困難を有する青少年に対する支援	○学校と適応指導教室「はまゆり教室」及び「子どもの心のケアハウス」との連携強化。
◎ 乳幼児とのふれあい体験機会の充実	
2-4-6：乳幼児や乳幼児親子とのふれあい体験の推進	○各学校の活動、取り組みの中で保育所等を訪問するなどして入所児童との交流活動を実施した。

基本目標3：子どもと家庭がともに育つ学びの環境づくり

3-1 幼児教育の充実

分 類	実施状況・課題
◎ 幼児教育の充実	
3-1-1：教育内容・環境の充実	○小学校への円滑な移行のため、幼稚園・保育所・小学校の連携を強化が必要。

3-2 学校教育の充実

分 類	実施状況・課題
◎ 学校教育の充実	
3-2-1：教育内容の充実	○指導者等の人材確保、地域とのつながりが必要。
3-2-2：地域に開かれた学校づくり	○学校運営協議会委員等の人材確保が必要。

3-3 家庭における教育の推進

分 類	実施状況・課題
◎ 子育てやしつけ等に関する知識・技術の習得	
3-3-1：家庭教育に関する情報提供	○子育てに関する地域の情報は未実施。
3-3-2：家庭教育支援	○小中学校等から保護者への情報提供を実施。

3-4 文化・スポーツ活動・ふるさと学習等の促進

分 類	実施状況・課題
◎ 様々なふるさと学習・社会教育機会の充実	
3-4-2：体験的な学習機会の拡充	○講師の日程を優先した実施計画が必要。 ○教育効果を高めるため、中高生の積極性を導き出す工夫が必要。
3-4-3：読書活動の推進	○親子の愛着形成の促進、言葉や心の発達に効果が高い。
◎ 文化・スポーツ活動機会の充実	
3-4-4：社会教育関係施設の整備	○平成29年度に生涯学習センター(志津川公民館・図書館)の整備に着手。 ○令和元年度に入谷公民館の新築工事に着手。
3-4-5：学校施設等の開放の推進	○雨天時の屋内施設の利用調整、各団体の公平な利用調整が必要。

基本目標4：仕事と生活の調和のある子育て生活の実現

4-1 仕事と子育ての両立を支援する環境の推進

分 類	実施状況・課題
◎ 育児休業等、各種制度の周知と活用の促進	
4-1-1：育児休業制度等活用促進の啓発	○啓発事業の効果の把握が困難。
◎ 職場復帰・再就職に向けた相談・情報提供	
4-1-2：出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実	○提供すべき全員への情報提供に至らなかった。周知方法の再検討が必要。
◎ 就労形態の多様化に対応した教育・保育サービスの確保	
4-1-5：休日保育事業、病児・病後児保育事業の検討	○実際の利用ニーズが少なく未実施。

4-2 家庭における男女共同参画の推進

分 類	実施状況・課題
◎ 家族が協力し合い、支え合いながら子育てしていくことへの意識啓発	
4-2-1：男女共同参画啓発	○男女共同参画の機運醸成を図ることが必要。
4-2-2：男女が協力して子どもを育てることへの意識啓発	○具体的な啓発方法の検討が必要。(現段階で未実施。)
◎ 様々な問題を抱えた女性の相談支援	
4-2-3：女性の相談・指導の充実	○県母子相談員との連携が不十分なケースがあったため、関係機関との連携強化が必要。

基本目標5：子どもや子育てにやさしいまちづくり

5-1 安心して子育てできる生活環境づくり

分 類	実施状況・課題
◎ 子ども連れでも安心して外出できる環境づくり	
5-1-1：公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置	○新設の公共施設には設置済みのため、今後は既存施設への新設設置が必要。
5-1-2：子どもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備	○道路用地及び財源の確保が必要。
5-1-3：行政主催のイベント等での託児コーナー設置	○ボランティアの人員不足や託児コーナーの委託事業費不足等により、実施が困難。

◎ 良質な居住環境の整備・充実	
5-1-4：居住環境の整備	○災害復興住宅の瑕疵担保期間の満了、建物の経年劣化により、今後維持管理費が増加。
◎ 安心して思い切り遊ぶことのできる遊び場の充実	
5-1-5：子どもが安全に遊べる公園等の整備	○広大な管理箇所・管理面積、遊具施設等の経年劣化により、今後維持管理経費が増加。

5-2 子どもの安全を守る活動の推進

分 類	実施状況・課題
◎ 防犯に関する知識・技術の習得支援及び意識啓発	
5-2-1：防犯に関する広報啓発	○南三陸町地域安全指導員の確保が必要。
◎ 地域における見守り活動の促進	
5-2-2：地域ぐるみで見守る体制づくり	○地域住民等との支援体制の構築が必要。
◎ 交通安全対策の推進	
5-2-3：地域ぐるみによる交通安全指導の推進	○交通安全指導員の確保が必要。
5-2-4：交通事故防止対策の推進	○概ね計画どおり実施。
◎ 災害時の支援体制	
5-2-5：避難行動要支援者の把握・台帳整備	○新システムに移行作業中であり、台帳整備後に関係機関との調整が必要。

基本目標6：特別な支援の必要な児童・家庭への取り組み

6-1 児童等虐待防止対策の推進

分 類	実施状況・課題
◎ 虐待の早期発見・早期対応に向けた取り組みの推進	
6-1-1：児童虐待の予防及び早期発見	○多種多様な問題を抱えたケースの増加により相談・支援に時間が費やされ、マンパワー不足が生じ、タイムリーな相談、訪問が困難。
6-1-2：児童虐待防止対策の充実	○多種多様な問題を抱えたケースの増加に対応するため、専門性の高いスキームの構築が必要。
◎ 児童虐待防止法の周知及び虐待に対する意識啓発	
6-1-3：子どもの人権に関する住民意識の啓発	○理念や内容の理解度の向上に向けた、周知方法の見直しが必要。

6-2 ひとり親家庭への支援

分 類	実施状況・課題
◎ ひとり親家庭に対する相談支援・経済的支援	
6-2-1：ひとり親家庭に対する相談体制・情報提供の充実	○多種多様な問題を抱えたケースの増加に対応するため、専門性の高いスキームの構築が必要。
6-2-2：ひとり親家庭等に対する経済的支援の充実	○制度の認知度上昇に向けた、周知方法の見直しが必要。
◎ ひとり親家庭に対する教育・保育サービス利用への配慮	
6-2-3：教育・保育サービス利用への配慮	○保育所入所児童の低年齢化により、未満児の入所が困難。 ○放課後児童クラブは、定員超過による入所待機への対応が必要。

6-3 発達支援・療育体制の充実

分 類	実施状況・課題
◎ 障害等に対する理解と専門的な支援の充実	
6-3-1：障害等に対する理解	○今後も障害のある方の理解や地域で支えていくための取り組みを進めていくことが必要。
6-3-2：発達障害への相談支援体制の整備	○専門職・職員のスキルアップと関係機関との連携により、切れ目のない支援の強化が必要。
6-3-3：教育相談・就学指導体制の充実	○概ね計画どおり実施。
6-3-4：心身障害児とその家族に対する支援の充実	○在宅福祉サービス利用に当たってのニーズ把握が必要。
6-3-5：関係機関との連携による要保護児童への支援	○療育的な支援については、子どもとその保護者とのコミュニケーション構築が必要。 ○障害の特性を知り、障害等に対する理解と専門的な支援が必要。
◎ 障害等の早期発見・早期対応の促進	
6-3-6：疾病や障害の早期発見・早期治療・早期療育の推進	○継続して疾病や障害の早期発見・早期治療・早期療育を推進することが必要。
◎ 障害児保育、特別支援教育の充実	
6-3-8：療育相談支援体制の充実	○保護者との共通理解が図られず支援が困難なケースについて、対応策の検討が必要。
6-3-9：障害児保育等の充実	○職員の専門性の向上が必要。 ○保育補助員の加配等、人事面での対応が必要。
6-3-10：特別支援教育の充実	○概ね計画どおり実施。

第4節 ニーズ調査結果概要

1 調査の概要（再掲）

（1）調査方法・調査期間

種別		調査方法	調査期間
未就学児調査	未就園	郵送による配付・回収	平成30年12月21日 ～平成31年1月7日
	町立保育所、 町立認定こども園	利用している幼稚園、保育所、認定こども園における直接配付・回収	
	私立幼稚園、 私立認定こども園		平成31年1月8日 ～平成31年1月15日
小学生調査		学校における直接配付・回収	平成31年1月8日 ～平成31年1月15日

（2）配付・回収状況

種別	配付数	回収数（有効回答）	回収率
未就学児調査	327票	270票	82.6%
小学生調査	280票	241票	86.1%

2 集計結果概要

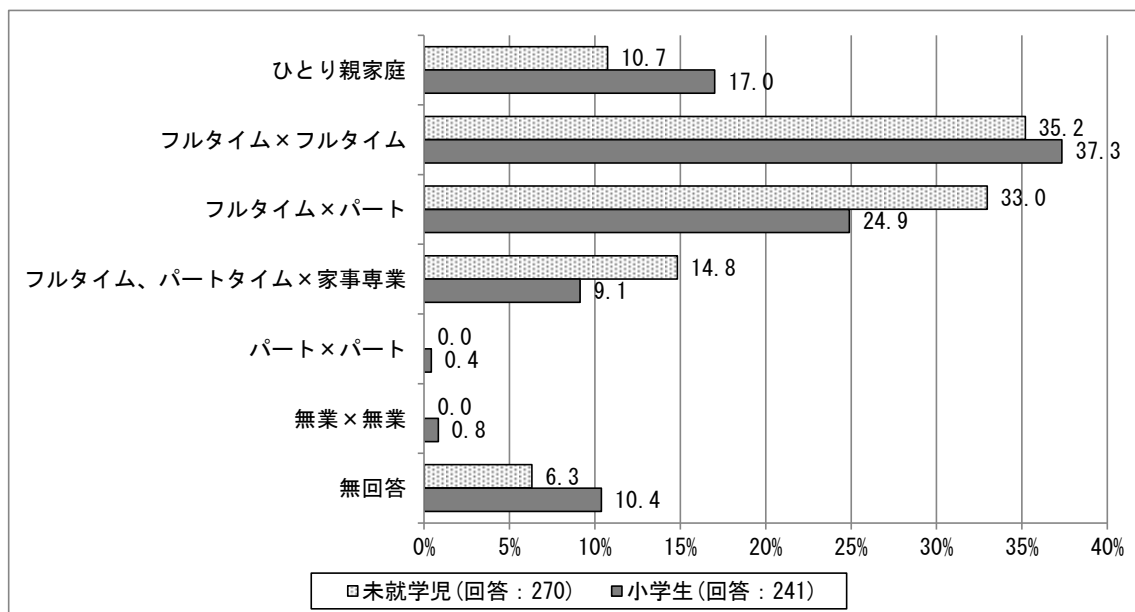
（1）保護者の就労状況一家庭類型（未就学児・小学生共通）

○保護者の配偶者の有無（単数回答）、就労状況（単数回答）を参考に、『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（内閣府）に準じた家庭類型の区分を行いました。

○「ひとり親家庭」は、未就学児で10.7%、小学生で17.0%となっています。

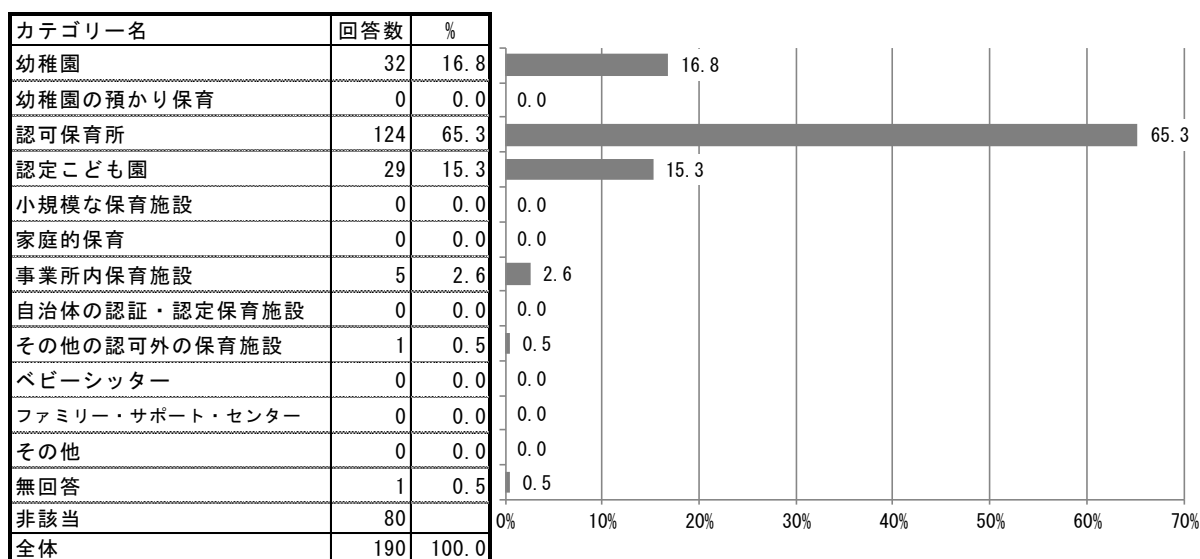
○「無業×無業」は、未就学児で0.0%、小学生で0.8%となっています。

○未就学児と小学生を比較すると、未就学児では「フルタイム×パートタイム」と「フルタイム、パートタイム×家事専業」、小学生では「ひとり親家庭」と「フルタイム×フルタイム」で比較的高い割合となっています。



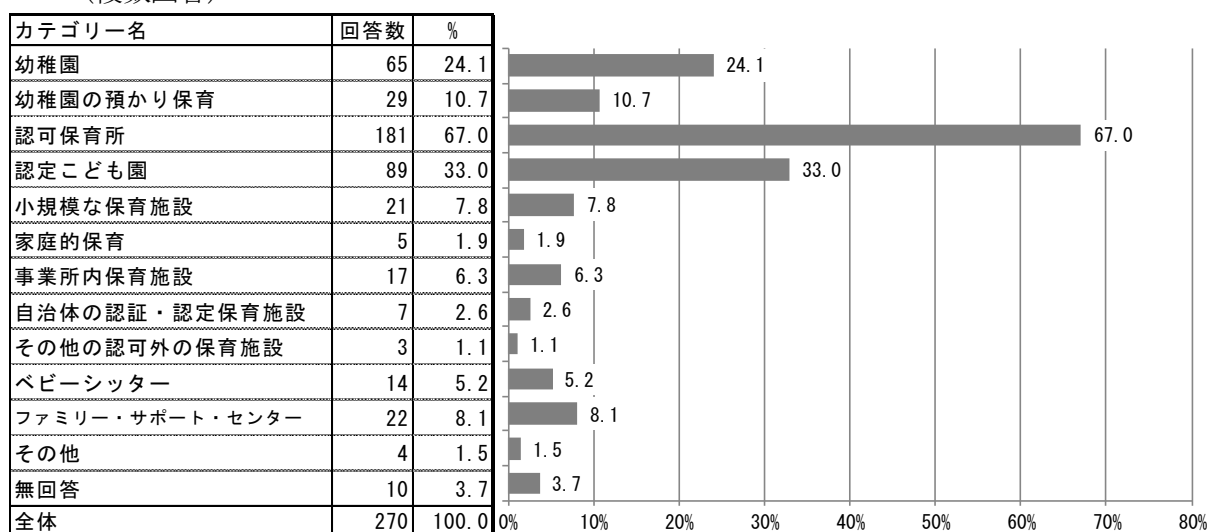
(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況・利用希望（未就学児のみ）

○現在利用している教育・保育事業について、「認可保育所」が65.3%と最も割合が高く、次いで「幼稚園」が16.8%、「認定こども園」が15.3%となっています。（複数回答）



○今後の定期的な教育・保育事業の利用意向について、「認可保育所」が67.0%と最も割合が高く、次いで「認定こども園」が33.0%、「幼稚園」が24.1%となっています。

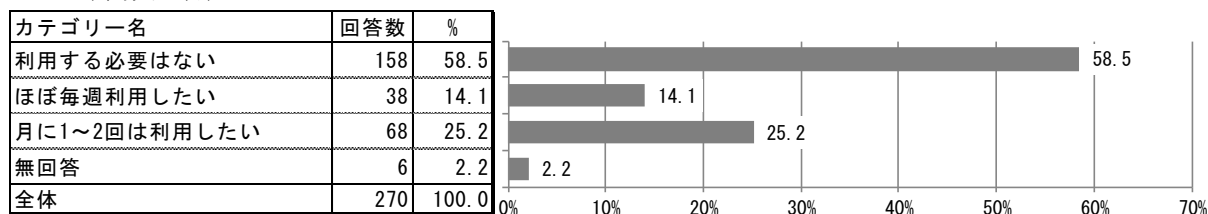
（複数回答）



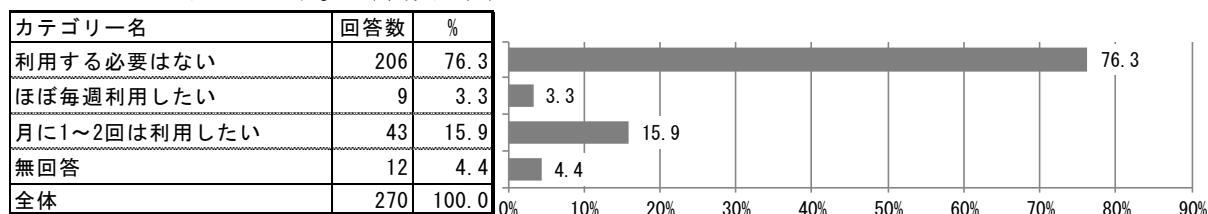
(3) 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望（未就学児のみ）

○土曜日の保育の利用意向について、「利用する必要はない」が58.5%と最も割合が高くなっています。なお、「ほぼ毎週利用したい」が14.1%、「月に1～2回は利用したい」が25.2%となっており、合わせて39.3%が一定の利用希望を持っているとみられます。

（単数回答）



○日曜・祝日の保育の利用意向について、「利用する必要はない」が76.3%と最も割合が高くなっています。なお、「ほぼ毎週利用したい」が3.3%、「月に1～2回は利用したい」が15.9%となっており、合わせて19.3%（270人中52人）が一定の利用意向を持っているとみられます。（単数回答）



(4) 放課後児童クラブの利用現状・利用希望

（現状は小学生のみ、今後の希望は未就学児・小学生共通）

○放課後の居場所の現状（小学生のみ）・希望（未就学児・小学生共通）のうち、「放課後児童クラブ（学童保育）」の回答を、以下のとおり抽出・整理します。

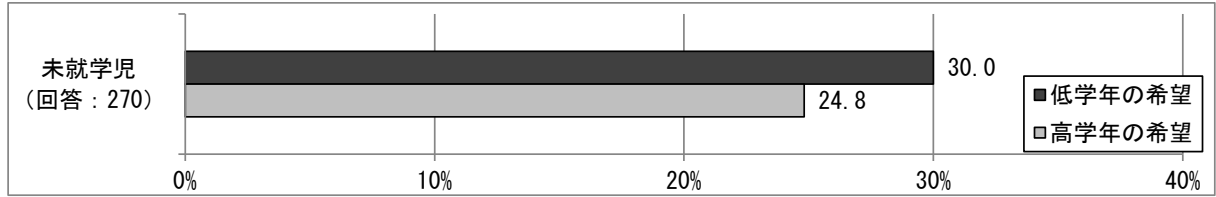
○未就学児の利用意向は、「低学年の希望」で30.0%、「高学年の希望」で24.8%となっています。（ただし、世帯分類による対象者の限定は未処理です。）

○低学年では、小学1年生で13.3%、小学2年生で17.1%となっており、小学2年生の割合が高くなっています。なお、小学1年生と小学2年生では「高学年の希望」が「低学年の希望」を下回っており、「放課後児童クラブの利用は低学年まで」と考えている保護者が多いとみられます。

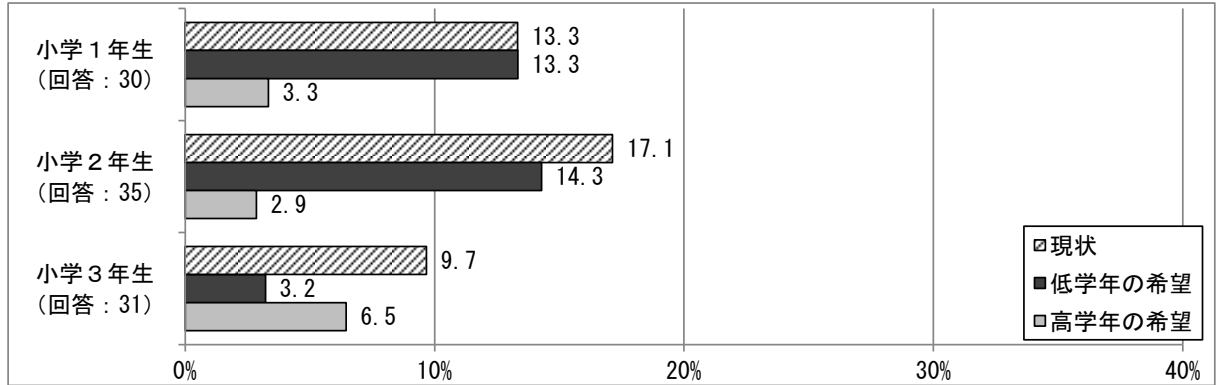
その一方で、小学3年生では「高学年の希望」（6.5%）が「低学年の希望」（3.2%）の約2倍となっています。

○高学年では、小学4年生、小学5年生で「現状」と「高学年の希望」が同数となっており、今後も継続して利用したいと考えている保護者が多いとみられます。なお、小学6年生では「現状」、「高学年の希望」ともに0.0%となっています。（単数回答）

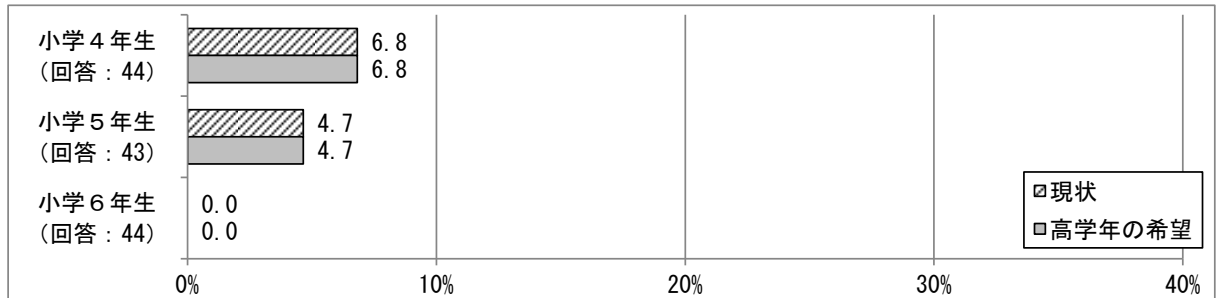
【未就学児】



【低学年（1～3年生）】



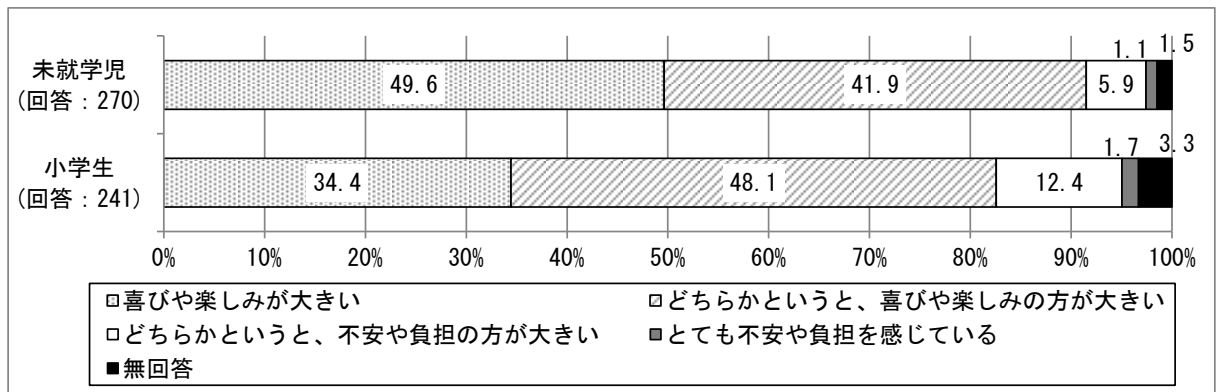
【高学年（4～6年生）】



(5) 家庭の子育て（未就学児・小学生共通）

○子育てについての感想は、未就学児で「喜びや楽しみが大きい」、小学生で「どちらか」というと、喜びや楽しみの方が大きい」の割合が最も高く、それぞれ49.6%、48.1%となっています。

○また、「喜びや楽しみが大きい」と「どちらか」というと、喜びや楽しみの方が大きい」の肯定的な回答は、合わせて未就学児で91.5%、小学生で82.6%（241人中199人）となっています。（単数回答）



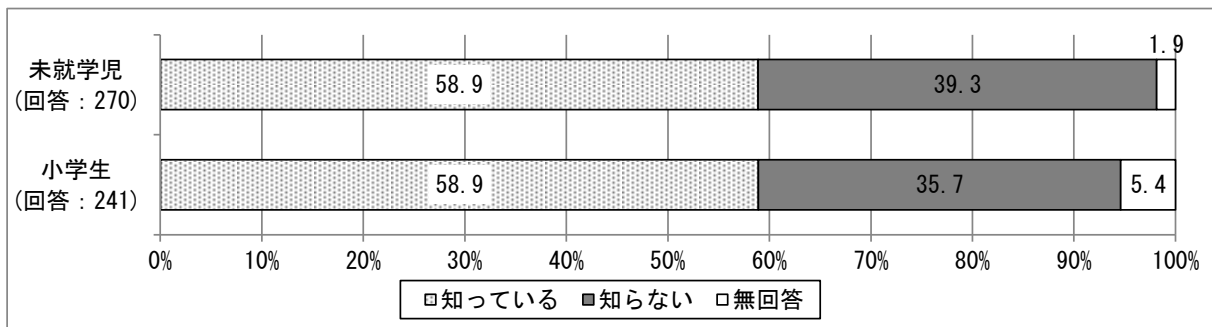
○子育てに関して心配や気になるところについて、「大いに思う」と「どちらかというと思う」の合計は、未就学児では「自分の時間が十分に持てない」が46.3%、小学生では「子どもの勉強や進学のことに関心がある」が50.6%と高い割合となっています。

○なお、12項目中、「大いに思う」と「どちらかというと思う」の合計が、「あまり思わない」と「ほとんど思わない」の合計を上回っている項目は、未就学児では「自分の時間が十分に持てない」、小学生では「子どもの勉強や進学のことに関心がある」の各1項目となっています。（単数回答）

		未就学児				小学生			
		大いに思う+どちらかというと思う	あまり思わない+ほとんど思わない	どちらともいえない	無回答	大いに思う+どちらかというと思う	あまり思わない+ほとんど思わない	どちらともいえない	無回答
子どもの病気や発育・発達のことに関心がある	回答数	66	162	38	4	67	143	21	10
	%	24.4	60.0	14.1	1.5	27.8	59.3	8.7	4.1
子どもの食事や栄養のことに関心がある	回答数	88	130	50	2	81	119	33	8
	%	32.6	48.1	18.5	0.7	33.6	49.4	13.7	3.3
子どもの勉強や進学のことに関心がある	回答数	84	129	55	2	122	67	44	8
	%	31.1	47.8	20.4	0.7	50.6	27.8	18.3	3.3
子どもの友だちとの関係に関心がある	回答数	62	148	58	2	74	96	64	7
	%	23.0	54.8	21.5	0.7	30.7	39.8	26.6	2.9
子どもとの時間を十分に持てない	回答数	77	131	60	2	61	117	55	8
	%	28.5	48.5	22.2	0.7	25.3	48.5	22.8	3.3
育児やしつけの方法がよくわからない	回答数	40	154	74	2	19	143	71	8
	%	14.8	57.0	27.4	0.7	7.9	59.3	29.5	3.3
子どもとの接し方に自信が持てない	回答数	19	187	60	4	18	170	45	8
	%	7.0	69.3	22.2	1.5	7.5	70.5	18.7	3.3
配偶者の協力が少ない	回答数	50	159	47	14	39	130	38	34
	%	18.5	58.9	17.4	5.2	16.2	53.9	15.8	14.1
子育てにかかる経済的な負担が大きい	回答数	75	112	81	2	75	92	66	8
	%	27.8	41.5	30.0	0.7	31.1	38.2	27.4	3.3
自分の時間が十分に持てない	回答数	125	76	67	2	72	108	55	6
	%	46.3	28.1	24.8	0.7	29.9	44.8	22.8	2.5
子育ての仲間がいない	回答数	32	177	59	2	13	177	42	9
	%	11.9	65.6	21.9	0.7	5.4	73.4	17.4	3.7
仕事が十分にできない	回答数	43	147	77	3	32	151	50	8
	%	15.9	54.4	28.5	1.1	13.3	62.7	20.7	3.3

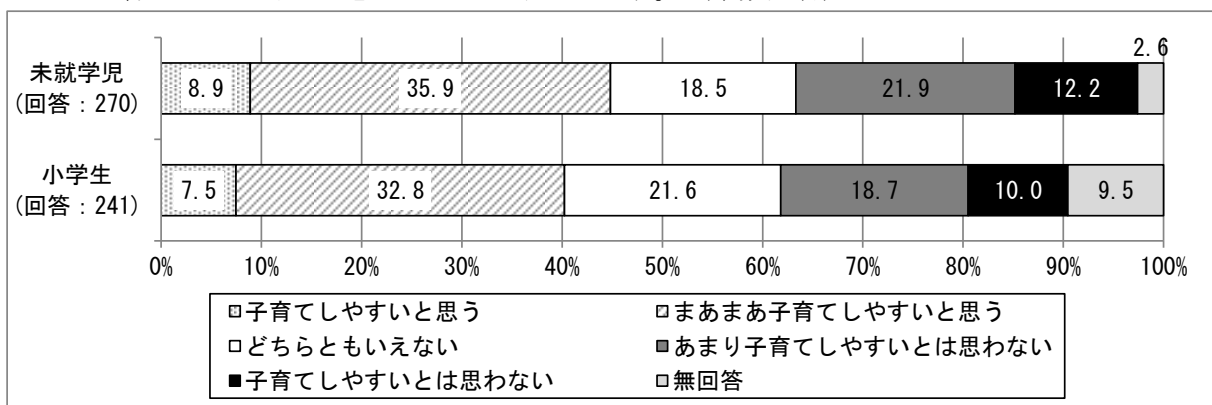
(6) 安全・安心な地域づくり（未就学児・小学生共通）

○虐待発見時の報告義務について、「知っている」が未就学児で58.9%、小学生で58.9%となっています。また、「知らない」は未就学児で39.3%、小学生で35.7%となっています。（単数回答）



○居住地の子育てのしやすさについて、未就学児では「子育てしやすいと思う」が8.9%、「まあまあ子育てしやすいと思う」が35.9%となっており、合わせて44.8%が子育てのしやすさを感じているとみられます。その一方で、「あまり子育てしやすいとは思わない」が21.9%、「子育てしやすいとは思わない」が12.2%となっており、合わせて34.1%が子育てのしにくさを感じているとみられます。

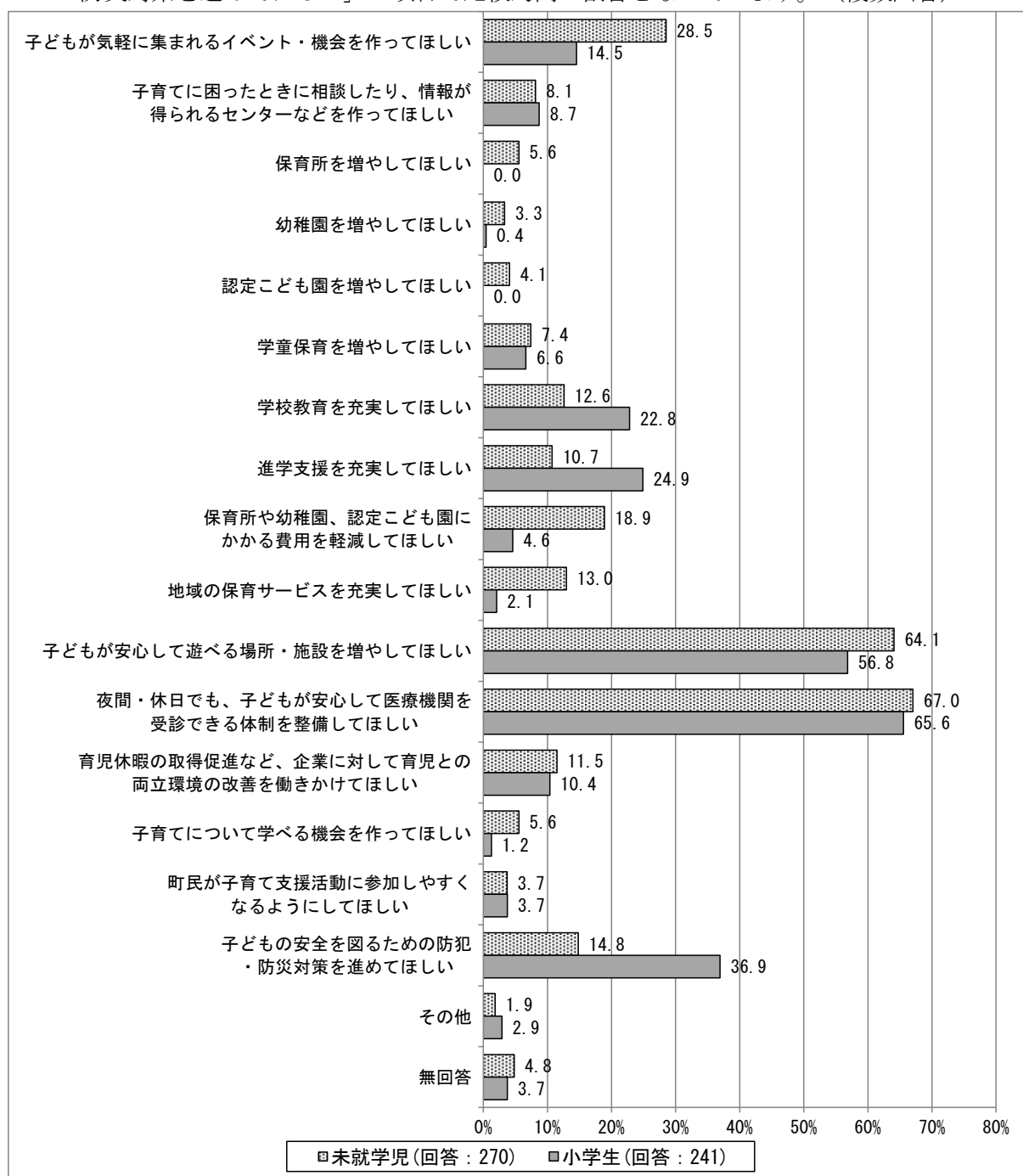
○小学生では、「子育てしやすいと思う」が7.5%、「まあまあ子育てしやすいと思う」が32.8%となっており、合わせて40.2%（241人中97人）が子育てのしやすさを感じているとみられます。その一方で、「あまり子育てしやすいとは思わない」が18.7%、「子育てしやすいとは思わない」が10.0%となっており、合わせて28.6%（241人中69人）が子育てのしにくさを感じているとみられます。（単数回答）



(7) 今後の町に期待する取り組み（未就学児・小学生共通）

○町の子育て支援に対して特に期待することは、未就学児、小学生ともに「夜間・休日でも、子どもが安心して医療機関を受診できる体制を整備してほしい」の割合が最も高く、未就学児で67.0%、小学生で65.6%となっています。次いで「子どもが安心して遊べる場所・施設を増やしてほしい」が未就学児で64.1%、小学生で56.8%となっています。

○未就学児と小学生を比較すると、未就学児では「子どもが気軽に集まれるイベント・機会を作ってほしい」と「保育所や幼稚園、認定こども園にかかる費用を軽減してほしい」、「地域の保育サービスを充実してほしい」の3項目、小学生では「学校教育を充実してほしい」と「進学支援を充実してほしい」、「子どもの安全を図るための防犯・防災対策を進めてほしい」3項目で比較的高い割合となっています。（複数回答）



(8) 自由意見における特徴的な意見（未就学児・小学生共通）

- 南三陸病院の小児科待合所にマット等を用意して、子どもたちが（乳児なども）待ちやすくなる等の工夫があると良い。また、小児科に限っては待合所での受け付けにするなど工夫していただきたい。（0歳・志津川地区）
- 公園が大人や高齢者に使われている。子どもが遊びづらい。
（各年齢層・各学年、各地区から）
- 雨の日に室内で遊べる場所、天気によらずに体を動かせる場所がほしい。
（1歳・志津川地区、4歳・歌津地区など）
- 毎日受診できる小児科を設置してほしい。（各年齢層、各地区から）
- 出産時に支給される「支援券」を利用できる店が少ないので、利用しやすくしてほしい。（各年齢層、各地区から）
- 町内に本屋がないため、図書館を充実してほしい。（小学2年生・志津川地区）
- ニーズ調査について、町独自で毎年調査しても良いのではないかと。
（小学2年生・志津川地区）
- 放課後児童クラブを各学校に設置してほしい。（小学2年生・入谷地区）
- 町の事業を利用したくても、どこで利用できるのかわからない。
（小学2年生・歌津地区）
- 東日本大震災以降、屋内に閉じこもる子どもが増えて、肥満の子どもが増えている。健康対策が必要。（各年齢層・各学年・各地区から）
- 子育て支援より前に、結婚・出産の支援が必要。（小学3年生・歌津地区）
- 通学路の安全対策が必要。（4歳・戸倉地区、小学2年生・歌津地区）
- 道路に街灯を整備してほしい。（小学4年生・志津川地区）

第5節 子ども・子育て支援の課題への取り組みと対応

前節までの統計データ、各事業の実施状況、ニーズ調査結果を基に、本町の子ども・子育て支援の課題を、以下のとおり整理します。

1 子ども・子育て家庭のニーズと地域性を考慮した、保育・教育事業、子育て支援提供体制

東日本大震災以降の復興事業が進むにつれて、地域住民の働き方や生活スタイルも徐々に変化しています。また、以前から続く家族・親族、近隣住民とのつながりの強さは、今後も伝えていきたい地域性となっています。

子育て家庭のニーズは、アンケート調査によって利用可能な範囲の各事業について積極的な利用希望を示すものとなっています。その一方で、現実的には一時的な保育サービスは、親族や近隣住民との助け合いにより、そのニーズは網羅できていると考えられます。

また、保健・福祉事業は、一定の利用者を確保することで事業採算性が成立することから、少人数の利用希望者に対して新たな提供事業者の確保と地域住民の助け合いを比較検討し、子ども・子育て家庭にとってより良い保育・教育事業、子育て支援提供の確立を進める必要があります。

2 安心して子育てできる、親子の健康づくり、環境づくり

長期的に続く少子化により、子育て世帯も大幅に減少しています。そのため、子育て経験のある相談相手が減少し、今後、負担を感じる子育て家庭が増加することが考えられます。

そのため、子どもや保護者の心身の健康状態の正確な把握、健康の維持増進に向けたアドバイスや情報提供はもちろん、子どもの健康を支えるための小児医療体制の維持、充実も不可欠なものとなっています。

今後は、子どもや保護者の心身の健康を維持、増進するための支援体制とともに、地域の中で保護者の悩みを把握し、解消するとともに、悩み事を支える保護者を支える環境づくりが必要です。

3 学校、地域、家庭での教育環境づくり

本町で生まれ育つ子どもたちは、地域の将来を担う貴重な人材となります。子どもたちの育成のために、幼稚園や小学校、地域社会、家庭それぞれの機能に応じた教育を行う必要があります。

そのため、学校における教育のあり方や内容の充実とともに、地域社会の一員としての社会性のある人間の教育、家庭における生活習慣やコミュニケーション、家庭教育の充実が必要です。併せて、家庭の中心となる保護者への情報発信や意識の向上に向けた啓発が必要です。

4 本町におけるワーク・ライフ・バランスのあり方

国の施策や社会的な要請により、女性の社会進出は進み、今後、その傾向はさらに強まっていくことが考えられます。

そのため、町民一人ひとりの働き方を考え直し、本町の地域性に見合った「ワーク・ライフ・バランス」の構築に向けて、事業者、個人、地域社会が一体となって考えていくことが必要です。

5 子育てしやすい生活環境づくり

災害復興事業等による都市基盤の整備が進められており、新規整備された公営住宅や公共施設等は子育て家庭にも利用しやすい構造で整備を進めています。

今後は、既存の施設の整備や整備された公営住宅、公共施設等についても、整備・改善を進めていくことが必要です。

また、安心して子育てができるよう、交通安全対策や災害時の支援体制の充実が必要です。

6 虐待や障害、貧困など、特別な支援を必要とする子どもと子育て家庭の支援

近年、児童虐待による痛ましい事件が問題となっています。このことは特別なことではなく、日常的な子育ての中で、子育てに悩んだり、思い通りの子育てができないこと、周囲からの支援が受けられないことなどにより、児童虐待に至ってしまうケースも考えられます。

今後は、子どもの成長・生命の安全を最優先に、子どもの心身を傷つける虐待の防止等に向けて関係機関との連携体制の強化が必要です。

また、障害のある子どもや貧困家庭の子どもがそれぞれの状態にあった支援を受けられるよう、対象者の把握や事業・制度の情報提供、公正な支援の実施等が必要です。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

第1節 基本的な視点

1 子どもの最善の利益の追求

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもも含め、一人ひとりの子どもや子育て家庭の健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

2 親としての成長の支援

保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提とし、保護者の育児を肩代わりするものではなく、地域社会が保護者に寄り添い、様々な状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることを目指します。

3 地域全体での支え合い

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、すべての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有しつつ、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心を高め、その状況に応じて、それぞれの役割を果たしていくことを目指します。

第2節 基本理念

基本理念

子どもと家族の未来をともに描けるまちづくり

～子育て・親育ち HAPPY♥コミュニティ～

生まれてきた子どもが健やかに成長していくため、中心となるのが家族です。

子どもの成長と共に、親も成長していきます。親の成長は、これから親になる夫婦が男女を問わず、これから親になることを自覚することから始まります。

また、子育て・親育ちは家族だけでできるものではなく、地域社会全体で受け入れていく必要があります。子育てしやすい都市基盤や設備の整備はもとより、あらゆる年齢層の住民がともに暮らし、地域の未来を作り上げていく共通の理解を育てていく必要があります。

南三陸町では、子どもが明るく健やかに、子どもの特徴・個性に合わせて育てていく「子育て」と併せて、親がその自覚を持ち、自ら親として成長する「親育ち」の支援に取り組みます。

さらに、東日本大震災以降、地域のつながりが生まれ変わりつつある中で、子どもと家族、そして地域社会がお互いに幸福感があふれる「HAPPY♥コミュニティ」を目指していきます。

基本目標1：地域における子育て支援の推進（子育て支援サービス・地域での支え合い）

東日本大震災からの復興が進み、町民の生活に変化がみられます。その一方で、従来の家族・親族の助け合いは受け継がれています。地域の変化に対応するためには、子育て家庭や子育ての経験者、若年層の減少、女性の社会進出の要請等により、“子どもの居場所のあり方”、“子育て家庭の孤立”、“保育人材の不足”への取り組みが必要です。

今後は、子育て家庭のニーズの多様化に対応するとともに、地域性を考慮した保育サービスの提供、小学生の保育・居場所づくりを進め、すべての家庭が安心して子育てができるよう、関係機関・地域・家庭との連携を強化し、子育て支援の環境整備を目指します。

基本目標 2 : 親子の健康と子どもの健やかな成長への支援 (健康・保健・医療)

本町の未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援するために、親子の健康維持に努め、子どもや子育て家庭がともに健やかな成長を育めるよう、母子保健活動や健康づくりを通じて支援します。

また、医療費の負担軽減に努めるとともに、町内の小児医療体制の維持・充実、広域による医療体制の充実に努め、子どもの安全や健康を確保できるよう、情報提供や相談体制の充実に図ります。

さらに、子育てによる心身の疲労、ストレスを抱える保護者の悩みや負担の軽減に向けた取り組みの検討、確立を図ります。

基本目標 3 : 子どもと家庭がともに育つ学びの環境づくり (幼児・学校・家庭教育)

学校と地域・家庭が連携し、幼児教育や学校教育だけではなく、課外活動や社会活動への参加を通じて、地域の将来を担う人材として、また、社会の一員として親子がともに成長する環境づくりを目指します。

基本目標 4 : 仕事と生活の調和のある子育て生活の実現 (就労改善、男女共同参画)

父親をはじめ、近隣の親族、住民、事業所が、子育てを支援する意識を持ち、仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス : 一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、社会的な責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できる社会) の実現を目指します。

基本目標 5 : 子どもや子育てにやさしいまちづくり (福祉のまちづくり)

子どもを安心して育てられるよう、子どもを災害や事故、犯罪から守り、道路環境整備や安全な遊び場の確保等に努め、子どもや子育てにやさしい良好な子育て環境づくりを目指します。

基本目標 6 : 特別な支援の必要な児童・家庭への取り組み (要保護児童等)

虐待、発育・発達において気になる子どもの早期発見・早期対応、ひとり親家庭等への必要な支援など、切れ目のない支援を行い、特別な支援を必要とする児童や家庭へのきめ細かな取り組みの充実に図り、すべての子どもが尊重され、誰もが安心して生活することができるよう、適切な環境づくりを推進します。

第4章 子育て支援施策の展開

第4章 子育て支援施策の展開

施策体系

基本目標1：地域における子育て支援の推進

- 1 地域における子育て支援の充実
- 2 教育・保育サービスの充実
- 3 情報の提供・相談支援・経済的負担の軽減

基本目標2：親子の健康と子どもの健やかな成長への支援

- 1 親子の健康の確保
- 2 小児医療体制の整備
- 3 食育の推進
- 4 児童の健全育成

基本目標3：子どもと家庭がともに育つ学びの環境づくり

- 1 幼児教育の充実
- 2 学校教育の充実
- 3 家庭における教育の推進
- 4 文化・スポーツ活動・ふるさと学習等の促進

基本目標4：仕事と生活の調和のある子育て生活の実現

- 1 仕事と子育て・家庭生活の両立を支援する環境づくりの推進
- 2 家庭における男女共同参画の推進

基本目標5：子どもや子育てにやさしいまちづくり

- 1 安心して子育てできる生活環境づくり
- 2 子どもの安全を守る活動の推進

基本目標6：特別な支援の必要な児童・家庭への取り組み

- 1 児童虐待防止対策の推進
- 2 ひとり親家庭、生活困窮世帯への支援
- 3 発達支援・療育体制の充実

基本目標 1：地域における子育て支援の推進

(子育て支援サービス・地域での支え合い)

1 地域における子育て支援の充実

地域社会全体で子どもを育てる環境づくりのため、町民に広く子育て家庭への理解や子育てへの参加意識の向上を図るとともに、各地域で世代を超えた交流の促進を図ります。

また、子育て家庭の親子の交流や子育てサークルなどの各種団体の活動支援のための、地域で安心して気軽に集まれる「居場所づくり」や活動拠点の整備・充実を図ります。

(1) 地域全体への意識啓発・様々な体験・交流機会の充実

①「地域全体での子育て」の促進に向けた意識啓発

<施策概要>

地域住民や地域で活動している各団体に対して、子育て家庭への理解や子育てへの参加を促進するよう、町の広報紙やホームページ等を通じて、意識啓発に努めます。

なお、意識啓発方法について、多方面の関係者や地域住民の意見を把握しながら、より効果の高い意識啓発の手法の確立に努めます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
広報紙、ホームページ等による意識啓発	町が発行する広報紙や町ホームページに、定期的に子育てや妊婦の飲酒・喫煙の危険性等の理解促進に向けた情報を掲載します。	拡大	保健福祉課
広報紙、ホームページ、メールによる子育て支援情報の発信	主に子育て家庭を対象に、子育てに関する情報の発信を行います。	継続	保健福祉課
掲示物による情報発信	町民全体や地域住民を対象に、集会場や公園に子育ての理解促進に向けたポスター等の掲示物により、子育て情報を発信します。	継続	保健福祉課

②地域の交流ができる機会づくり

＜施策概要＞

保育所や幼稚園、小学校の児童を対象に、地域や高齢者施設等の高齢者と世代間交流のできる行事等を計画、開催します。

＜実施事業＞

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
世代間交流	町内各地の保育所や幼稚園、子育て支援センター、公園等において、世代間交流の行事を開催します。	継続	保健福祉課

③子どもの遊び場、親子による交流・自然体験ができる機会の提供

＜施策概要＞

子どもの「豊かな心」、「健やかな身体」の育成のため、親子での遊びや子育て家族同士の交流、自然の中での活動体験等の行事を計画、開催します。

＜実施事業＞

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
子どもの遊び場づくり	子育て支援センター等において、子どもが安心して遊べる行事を開催します。	拡大	保健福祉課
親子による交流・自然体験ができる機会の提供	子育て支援センターや保育所、幼稚園等において、親子で参加できるスポーツや自然体験等の体験活動を開催します。	拡大	保健福祉課

(2) 子育て親子同士の交流・情報交換機会の充実

①子育て支援センターの充実

<施策概要>

子育て家庭（特に家庭で養育している方）の支援を目的に、町内の子育て支援センター（地域子育て支援センター、戸倉地区子育て支援センター、歌津地区子育て支援センター）において、育児相談や年齢別親子遊び、子育て支援センターの施設開放、育児講座・育児トークなどを行います。

また、子育て家庭の保護者同士の交流を促し、子育てに関する情報交換や情報提供を行うことにより、不安や悩みの軽減に努めます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
育児相談	電話による相談、来所による面談での育児相談を行います。	継続	保健福祉課
年齢別親子遊び	各年齢に応じた親子遊びを開催します。	継続	保健福祉課
施設開放	町内3か所の子育て支援センターにおいて、地域の親子が気軽に過ごせるよう、施設開放を行います。	継続	保健福祉課
育児講座・育児トーク	子育て中の保護者を対象に、現代の子育てに活用できる内容で、講座・意見交流の機会を設けます。	見直し	保健福祉課
センターの機能向上	町内3か所の子育て支援センターの情報交流、研修等により、センターの機能向上を目指します。	拡大	保健福祉課
保育所との事業連携の検討	戸倉地区子育て支援センターと歌津地区子育て支援センターについて、隣接する保育所と連携した事業の実施の検討を図り、実現に努めます。	拡大	保健福祉課
子育て支援の拠点機能の設置	「子育て世代包括支援センター」、 「子ども家庭総合支援拠点」、に「子育て支援センター」の各機能を集約した一体的な拠点機能の設置を検討します。	検討	保健福祉課

子育て世代包括支援センター…母子保健法における「母子健康包括支援センター」に該当する機能で妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を行う拠点となります。

子ども家庭総合支援拠点…児童福祉法に基づき、虐待や所在不明の児童の実態把握、支援、関係機関等との連絡調整等を行います。

②子育ての仲間づくりの促進

<施策概要>

地域で活動する子育てボランティアや子育てサークルを育成・支援し、子育て家庭が参加しやすい、多様な子育て支援の充実を図ります。

活動への参加促進を図るため、子育て支援センターだよりや町広報紙等を活用し、子育てサークル活動の広報、周知を図ります。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
子育てサポーター養成講座	乳幼児とその保護者が集う会場等のお手伝いをさせていただくボランティアを育成します。 また、子育ての経験を生かしたサポートや、子育てに関する知識の習得。 また、子育て支援に興味のある方をサポーターとして育成します。	継続	生涯学習課
子育てサークルの設立・活動支援	子育て支援を目的としたサークルの設立や活動を支援します。また、子育てボランティアやサポーターが参加できる事業を検討します。	見直し	保健福祉課
活動情報の発信	毎月、子育て支援センターが発行する広報紙において、活動情報を発信します。	拡大	保健福祉課

2 教育・保育サービスの充実

幼児期は人間形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児期における教育・保育には、豊かな感性や自主性を育てる大切な役割があります。

保護者の就労状況や教育・保育の利用ニーズに対応できるよう、認定区分ごとの適切な教育・保育を提供するとともに、関連する教育・保育サービスの提供・検討、質の向上に努めます。

また、小学生の放課後の居場所となる放課後児童クラブについても、ニーズを考慮した提供体制の確保、内容の充実に努めます。

(1) ニーズに応じた教育・保育施設等の充実

①地域型保育事業の推進

<施策概要>

地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できるよう、満3歳未満の保育を必要としている子どもを対象にした「地域型保育事業」を推進します。なお、実施に当たっては、地域の実態に合った供給を行うとともに、低年齢児の健全な保育に資する質の確保に努めるものとします。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
地域型保育事業	低年齢児の保育の拠点として、地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育）の提供を支援します。	継続	保健福祉課

②認定こども園の推進

<施策概要>

設置済みの認定こども園については、教育・保育を一体の施設で提供できる特徴を生かし、子どもの健全な育成や地域のニーズに適した教育・保育を行います。

また、幼稚園の利用が困難な地域に対して、既存保育所の認定こども園への転換等について検討します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
認定こども園の運営	幼稚園と保育所の機能を兼ね備えた認定こども園において、認定区分に応じた教育・保育を提供します。	継続	保健福祉課
認定こども園の設置検討	地域の教育・保育のニーズに合わせて、保育所の認定こども園への転換等を検討します。	検討	保健福祉課

③保育環境の整備

<施策概要>

保育所を利用する子どもが安心して過ごせるよう、施設の点検、老朽した施設・設備の改修、火災や部外者の進入の防止、子どもの安全や危機管理に対応した計画的な保育環境の整備に努めます。

また、保育ニーズに対応するため、地域の状況を勘案して保育定員の見直しや、保育所の認定こども園への転換を検討します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
施設・設備の点検・整備	保育所の施設・設備を定期的に点検し、老朽した箇所の整備・改善を進めます。また、防災や防犯の観点から、改善の必要があるときは、適切な施設の改修を行います。	継続	保健福祉課
保育定員の見直し、認定こども園への転換検討	地域の保育ニーズを勘案し、保育所の定員（総数、年齢別）の見直しや認定こども園への転換を検討します。	検討	保健福祉課

④認可外保育施設への支援

<施策概要>

民間による保育サービスの提供基盤の整備を促進するため、認可外保育施設を対象に、運営に関する支援を行います。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
財政支援	認可外保育施設の運営支援のため、財政的な支援を行います。	継続	保健福祉課
連携・運営支援	町内の保育所との連携や、より質の高い保育のための運営支援を検討します。	検討	保健福祉課

(2) 教育・保育サービスの充実

①乳児保育事業

<施策概要>

町内の保育所で、乳児を対象とした保育を行うものです。現在、町立保育所3施設において、生後10か月以降の乳児を受け入れています。

近年、待機児童が発生する年度が多いことから、受け入れ体制の強化について検討します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
乳児保育事業	生後10か月以降の乳児を対象に、乳児保育事業を提供します。	継続	保健福祉課
受け入れ体制の強化	乳児（特に0歳児）の定員の拡大や、そのために必要な人材の確保策を検討します。	検討	保健福祉課

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

<施策概要>

町内3か所の子育て支援センターにおいて、育児相談や年齢別親子遊び、子育て支援センターの施設開放、育児講座・育児トークなどの各種事業を行い、地域の子育て支援拠点として活用を図ります。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
地域子育て支援拠点事業	町内3か所の子育て支援センターにおいて、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行います。	継続	保健福祉課

③利用者支援事業

<施策概要>

子育て支援センター等、子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の実施について検討します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
利用者支援事業	身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言を受けられます。また、関係機関との連絡調整等を行います。	拡大	保健福祉課
関係機関等の連携体制の検討	多様化する課題に対応するための、連携体制を検討します。	検討	保健福祉課
子育て支援の拠点機能の設置（再掲）	上記事業の連絡調整、連携体制の中心として、「子育て世代包括支援センター」、「子ども家庭総合支援拠点」、に「子育て支援センター」の各機能を集約した一体的な拠点機能の設置を検討します。	検討	保健福祉課

④子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

<施策概要>

地域において子どもの預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

現在、利用希望はみられませんが、今後のニーズの変化を注視し、事業実施体制の整備を検討します。実施する際には、事業の内容を周知し、登録会員数の増加や育児支援等の利用促進を図ります。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
子育て援助活動支援事業	サービスニーズを把握し、必要性に応じて事業の実施を検討します。	見直し	保健福祉課

(3) 就労形態の多様化に対応した保育及び放課後の居場所の確保

①延長保育事業

<施策概要>

現在、町立4施設、私立2施設で実施しています。

今後も認定を受けた利用時間以外の保育の実施について継続するとともに、保育内容の充実を図ります。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
延長保育事業	通常保育の終了時間以降、保護者の希望に応じて時間を延長して保育を行います。	拡大	保健福祉課

②預かり保育事業

<施策概要>

現在、町内の幼稚園1園、認定こども園1園で実施しています。

今後も希望する園児を対象に預かり保育を実施します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
預かり保育事業	幼稚園、認定こども園の児童を対象に、通常の教育時間の終了後に子どもを引き続き、園で預かります。	継続	保健福祉課

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

<施策概要>

現在、町内3か所に放課後児童クラブを設置・運営しています。

今後も小学生を対象に、地域の放課後の居場所として、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ります。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
放課後児童健全育成事業	共働き世帯の小学生を対象に、放課後に適切な遊び、生活の場を提供し、健全育成を図ります。	継続	保健福祉課

④夜間保育事業、休日保育事業の検討

<施策概要>

現在、町で実施していない夜間保育事業や休日保育事業について、子育て家庭のニーズや教育・保育施設等の動向を注視しながら、事業の実施について検討します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
夜間保育事業の検討	保護者の就労等により夜間の保育が必要な子どもを対象とした、保育事業の実施を検討します。	検討	保健福祉課
休日保育事業の検討	保護者の就労等により日曜、祝祭日の保育が必要な子どもを対象とした、保育事業の実施を検討します。	検討	保健福祉課

(4) 保護者の緊急時、子どもの病気等への対応

①一時預かり事業、病児・病後児保育の検討

<施策概要>

現在行っていない一時保育事業や病児・病後児保育について、地域のニーズを注視しながら、事業の実施について検討します。

なお、事業を実施する際には、事業者や人材の確保に努めます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
一時預かり事業の検討	保護者が家庭において一時的に保育の実施が困難になったとき、乳幼児に一時的な保育を提供する、一時預かり事業の実施を検討します。	検討	保健福祉課
病児・病後児保育の検討	病気やケガ等により、保育所等に通えない子どもを対象に、一時的に預かる病児・病後児保育の実施を検討します。	検討	保健福祉課

(5) 幼稚園教諭・保育士等の人材確保・資質の向上

①人材の確保

<施策概要>

多様な教育・保育を提供するため、幼稚園教諭・保育士等の人材の確保に努めます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
人材の確保	ハローワークや職員の人脈を活用し、乳幼児の教育・保育に必要な人材の確保に努めます。	継続	総務課

②幼稚園教諭・保育士等の資質向上

<施策概要>

町内の幼児教育・保育施設等の連絡調整会議等より児童一人ひとりの状況についての情報交換等を行い、サービスの向上に努めます。

また、職員向け研修は、町内の幼稚園、保育所、認定こども園が連携して行い、職員の資質の向上に努めます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
合同会議の開催	町内の幼児・教育施設が随時合同会議を開催し、課題の研究や情報共有を行います。	継続	保健福祉課
町内研修の実施	町内の幼稚園教諭、保育士等を対象に、随時研修を実施します。	継続	保健福祉課

(6) 保育所・幼稚園・小学校及び関係機関との連携強化

①連携体制の構築、連携強化

<施策概要>

保育所、幼稚園、認定こども園、学校、子育て支援センターが連携し、子育てに係る一貫した相談・子育て支援を実施します。

当面、保健福祉課を情報提供の拠点とし、各保育所、幼稚園、学校等が連携を図りながら、子育てに係る情報提供体制の整備・充実を図ります。

今後は、母子保健法に基づく「子育て世代包括支援センター」、児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」の機能に「子育て支援センター」の機能を集約し、妊娠期から出産、育児まで切れ目のない子育て支援の実施及び要保護児童等の支援体制の充実に向けて、新たな体制の構築を検討します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
会議等の開催	必要に応じて、子ども支援連絡調整会議や情報交換会議を開催します。	継続	保健福祉課
相談・子育て支援の実施	会議等で得た情報を基に、支援の必要な家族等に対して相談対応を行います。	継続	保健福祉課
子育てに係る情報提供体制の整備・充実	毎月、関連する情報提供・共有を行います。	継続	保健福祉課
子育て支援の拠点機能の設置（再掲）	「子育て世代包括支援センター」、「子ども家庭総合支援拠点」、に「子育て支援センター」の各機能を集約した一体的な拠点機能の設置を検討します。	検討	保健福祉課

3 情報の提供・相談支援・経済的負担の軽減

身近な地域での人付き合いの疎遠化や子育て経験者の減少、核家族化の進行等により、“地域の子育て力の低下”や“子育て家庭の孤立”といったことが懸念されるため、子育て支援センターを拠点とした子育て家庭の多様な相談や就学児童の成長を支援する情報提供を行うとともに、子育てに係る様々な状況に応じた相談支援体制の強化を図ります。

また、子育て支援を推進するため、児童手当や医療費助成制度等により、世帯の状況に応じて子育て家庭における家計への負担の軽減を図ります。

さらに、次代を担う子どもたちの教育機会の拡大に努めます。

(1) 情報の提供、身近な支援体制の充実

① 子育てや家庭教育に関する情報提供の充実

<施策概要>

町広報紙やパンフレット、ホームページなど、多様な媒体を通じて、子育てや家庭教育に関する情報を提供します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
子育てハンドブックの配付	子育てに関連する各種情報を一冊にまとめた「子育てハンドブック」を子育て家庭に配付します。	継続	保健福祉課
広報紙、ホームページ、メールによる子育て支援情報の発信	主に子育て家庭を対象に、子育てに関する情報の発信を行います。	継続	保健福祉課
子育て・親育ち支援事業	親子の愛情形成を目的とした親子スキップ事業や、食育を目的とした子どもが喜ぶ簡単レシピの提供などの子育て・親育ち支援に関する事業を実施します。	新設	保健福祉課

② 民生委員・児童委員、主任児童委員活動

<施策概要>

子育て支援に関連する各種情報提供や相談を身近な地域で受けることができるよう、また、小学校等と地域の課題共有ができるよう、地域の窓口となる民生委員・児童委員、主任児童委員の活動による情報提供・相談支援に努めます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
民生委員・児童委員、主任児童委員による情報提供・相談支援	民生委員・児童委員、主任児童委員が地域や学校から受けた相談内容や情報を共有し、効果的な支援や施策検討に反映します。	継続	保健福祉課

(2) 育児不安の解消及び養育支援の充実

① 育児相談

<施策概要>

健康相談事業の中で子どもの育児相談に対応し、保護者の不安、負担の軽減に努めます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
育児相談	定期的に「育児相談日」を設け、相談を受け付けます。	拡大	保健福祉課

② 家庭児童相談

<施策概要>

子育て家庭から受ける児童養育に関する相談に対して、指導・援助の充実を図ります。

また、保護者の心身の健康状態や虐待の可能性も把握し、児童の健康的で健全な育成の支援に努めます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
家庭児童相談	児童養育に関する相談を受け付け、必要な指導・支援を行います。必要に応じて、関連機関と連携して対応します。	継続	保健福祉課

(3) 経済的負担の軽減

① 各種手当等の支給による経済的負担の軽減

<施策概要>

各種手当の支給により、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
児童手当	中学校修了前までの子どものいる家庭に支給されます。	継続	保健福祉課
児童扶養手当	18歳以下の子どものいるひとり親家庭を対象に支給されます。	継続	保健福祉課
特別児童扶養手当	20歳未満で精神または身体に障害のある子どもを家庭で育てている保護者と対象に支給されます。	継続	保健福祉課
子ども医療費の助成	18歳以下の子どもの対象に、医療費の自己負担分を助成します。	継続	町民税務課

②母子福祉資金等貸付事業

<施策概要>

ひとり親家庭等を対象に就学資金等を貸し付け、経済的自立の助成と児童の福祉を促進します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
母子福祉資金等貸付事業の周知	必要性が高い家庭を対象に、ポスターやパンフレット等を活用して、県が実施している事業の情報を周知し、制度の利用促進を図ります。	継続	保健福祉課

③奨学金の貸し付け

<施策概要>

進学意欲を有しながら、家庭の経済的理由により就学が困難な生徒を対象に、奨学金の貸し付けと情報提供を行い、就学支援を行います。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
奨学金の貸し付け	育英資金貸付基金の運用により、支援が必要な生徒を対象に奨学金を貸し付けます。	継続	教育総務課

基本目標 2：親子の健康と子どもの健やかな成長への支援

(健康・保健・医療)

1 親子の健康の確保

妊娠期から出産、育児まで、継続して親子の健康状態を把握し、健康的な成長を支援するため、切れ目のない支援体制の構築を検討します。

また、妊娠期の母親の健康は胎児への影響も大きいため、母子手帳を活用し、妊娠・出産・育児までの一貫した支援を進めるほか、子どもの成長に応じた健診をはじめとする各種保健活動を通じて、子どもの健やかな成長を支援します

また、子どもや子育て家庭がともに健やかな成長を育めるよう、妊娠初期から乳幼児までの保健対策等、親子の健康づくり、母親の心身の健康状態の維持・改善を図ります。

(1) 出産・育児に対する不安の軽減に向けた相談・情報提供

①切れ目のない支援体制の検討

<施策概要>

母子保健法に基づく「子育て世代包括支援センター」、児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」の機能に「子育て支援センター」の機能を集約し、妊娠期から出産、育児まで切れ目のない子育て支援の実施及び要保護児童等の支援体制の充実に向けて、新たな体制の構築を検討します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
子育て支援の拠点機能の設置（再掲）	「子育て世代包括支援センター」、 「子ども家庭総合支援拠点」に、「子育て支援センター」の各機能を集約した一体的な拠点機能の設置を検討します。	検討	保健福祉課

②母子健康手帳の交付

<施策概要>

母子健康手帳の交付と必要に応じた相談や助言が行えるよう、早期の妊娠届提出を呼びかけます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠届を受け付けた際に、母子健康手帳を交付します。交付時には、保健師が面接を行い、説明や相談対応を行います。	継続	保健福祉課

③妊娠期から出産までの生活関連情報の普及啓発

<施策概要>

妊娠期から出産に至るまで、家族で協力しながら健康的で安定した生活を続け、安心して出産に臨めるよう、妊婦相談等を通して、妊娠・出産、妊娠期の禁煙・分煙に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発	妊婦相談や健診時等において、食生活や妊娠期の飲酒・喫煙の危険性、分煙の必要性など、正しい知識の普及・啓発に努めます。なお、妊婦相談時には、可能な範囲で夫婦そろっての参加を呼びかけます。	拡大	保健福祉課

④子育てに関する相談支援と情報提供・学習の場の充実

<施策概要>

母子保健事業としての各種相談や子育て支援センターにおける子育て相談、育児講座・育児トーク等の充実を図り、子育ての相談や情報提供・学習の場の充実に努めます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
子育てに関する相談支援と情報提供・学習の場の提供	各種相談事業や講座等の機会において、相談対応や情報提供、意識啓発等を行います。	継続	保健福祉課

(2) 各種健診・訪問指導の充実

①乳幼児健康診査の充実

<施策概要>

各種乳幼児健康診査の充実を図るとともに、未受診者の把握・受診率の向上に努めます。また、健康診査の結果、支援が必要な場合は適切な指導援助を行います。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
乳幼児健康診査の実施	各対象年齢の子どもに、個別健診（2か月児、8～9か月児）、集団健診・健康相談（3か月児、6～7か月児、1歳6か月児）を実施します。	継続	保健福祉課
未受診者の把握、受診勧奨	乳幼児健康診査の未受診者を全数把握し、再通知や電話、訪問等により受診勧奨を図ります。	継続	保健福祉課

②乳児家庭全戸訪問事業

<施策概要>

すべての乳児（生後4か月まで）がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることで、子どもの健やかな育成を図ります。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
乳児家庭全戸訪問事業	保健師が対象の家庭を訪問し、産婦や新生児の状況を把握するとともに、相談に対応します。	継続	保健福祉課

③養育支援訪問事業

<施策概要>

乳幼児健康診査や乳幼児全戸訪問の結果、養育支援が特に必要と判断した家庭対象に、家庭訪問を行い、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行います。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
養育支援訪問事業	対象となる家庭を訪問し、各家庭の状況に応じた支援、関係機関と連携した対応を行います。	継続	保健福祉課

④予防接種の促進

<施策概要>

すべての子どもが正しい知識のもと計画的な予防接種によって病気を予防できるよう、広報紙や乳幼児健診、乳幼児相談等により、予防接種の意義や効果、重要性を十分PRし、その周知を図ります。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
予防接種の広報・勧奨	広報紙や町ホームページを活用し、正確な情報の発信を行います。 また、新生児家庭訪問や乳幼児健康診査、相談時等において、個別に接種状況を確認し、接種のスケジュールを説明します。	継続	保健福祉課

⑤歯の健康づくりの充実

<施策概要>

町内幼児教育・保育施設において、フッ化物洗口事業を実施します。その中で、歯みがきの励行や食生活等、日常の育児の中での歯の健康づくりを支援します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
歯の健康づくり	乳幼児健診・相談でフッ素塗布を実施するとともに、ブラッシングの励行や食生活の支援を行います。 また、3歳児に町内歯科医院でフッ素塗布を実施する。町内教育・保育施設6施設と小中学校においてフッ化物洗口を行います。	継続	保健福祉課

2 小児医療体制の整備

子どもの病気への初期対応として、的確な判断や処置が重要であることから、病院受診の必要がある症状や乳幼児の事故防止のための環境づくり、家庭における応急処置等についての情報提供に努めるほか、小児医療体制の周知を図ります。

医療に関しては、本町の南三陸病院及び広域での医療体制の確保、現在の医療体制の維持を図るほか、医療費の負担軽減の継続に努めます。

(1) 小児医療体制の強化

①小児医療体制の維持

<施策概要>

近隣自治体と連携し、小児医療体制の確保に努めます。

また、関係機関と連携し、小児科医等の医師の招へいに努めます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
小児医療体制の整備	現在の医療体制の整備の維持・継続と、医療の提供を図ります。	継続	南三陸病院
医師の招へい	小児科医を中心に、医師養成機関等と連携し、医師の招へいを図ります。	継続	南三陸病院

②子ども医療費の助成

<施策概要>

0歳から18歳までの子どもが医療機関で保険診療を受けた場合に、自己負担分を助成し、保護者の経済的負担軽減を図ります。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
子ども医療費の助成	18歳以下の子どもを対象に、医療費の自己負担分を助成します。	継続	町民税務課

(2) 親子の健康づくりに関する知識・技術の習得支援

①乳幼児期の事故防止に関する啓発

<施策概要>

各種教室、健診等で乳幼児の誤飲・転落・やけど等の事故防止に関する啓発を行います。今後は、より効果的な広報手段や啓発時期を検討し、改善につなげます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
事故防止に関する広報	3か月健診時に事故防止に関するパンフレットを配付し、啓発を行います。	拡大	保健福祉課

3 食育の推進

家庭、教育・保育機関、地域住民、農水産物の生産者、行政機関等が連携協力し、子育て家庭が食に関する正しい知識を身につけられるよう、乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進め、体験活動等を通じて、食文化の継承を図るとともに、家族と一緒に食生活を考え、望ましい食習慣を実践することができるよう、食への理解促進を図ります。

(1) 食育に関する各事業の推進

①食育の推進

<施策概要>

自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活をおくるための能力（食事の自己管理能力）を養うため、食習慣の形成時期である子どもの頃から、家族ぐるみの食育を促進します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
子どもの成長段階に応じた食に関する情報の提供	乳幼児健康診査や各種相談において、集団指導や個別相談を行います。 また、離乳食教室や放課後児童クラブにおける料理教室等を行います。	継続	保健福祉課

4 児童生徒の健全育成

子どもたちの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己有用感と自尊感情、他者への思いやりや感謝の気持ち、人間関係を築く力、社会性、公共の精神を育み、子どもたちが生涯にわたり健康でたくましく生き抜いていくための心の教育や体づくりに取り組みます。

また、人権教育や道徳教育を推進するとともに、いじめ、暴力行為の防止に向けた取り組みの推進、体験活動などを通じた豊かな感性を育てる教育を推進します。

(1) 保健・健康教育の充実

①相談体制の充実

<施策概要>

思春期の心の問題などに適切に対応できるよう、学校、保健所、医療機関、児童相談所等、関係機関の連携強化を図ります。

また、国や県の電話、SNSによる相談窓口を周知し、直接相談をしづらい内容でも遠慮なく相談できるよう、情報発信に努めます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
教育相談の充実	小中学校におけるスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの活用事業等により、相談・支援を行い、心のケアに努めます。	継続	教育総務課
関係機関の連携強化	児童生徒本人が抱える問題や家庭環境を把握し、個々の児童生徒及び家庭状況に応じた支援や指導の充実を図るため、関係機関と連携した相談体制を整備します。	継続	保健福祉課 教育総務課
多様な相談窓口の周知	各種相談窓口・相談方法等を周知します。	新規	保健福祉課 教育総務課

②学校における性教育・健康教育の充実

<施策概要>

思春期にみられる心と体の変化、発達について、男女それぞれの特徴や性の役割を理解し、男女が互いに平等の立場で尊重する心情や態度を育て、社会における様々な性に関する問題に関心を持ち、正しい判断や行動ができるよう、子どもの発達段階に応じた性教育の充実を図ります。

健康管理・保健衛生指導を充実させ、生涯を通じて心身ともに健康な生活をおくるための基礎を培うとともに、薬物乱用防止、未成年の飲酒喫煙防止教育等、家庭と連携した保健衛生指導体制の充実を図ります。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
性教育	小中学校の保健教育指導計画等に基	継続	教育総務課
保健・健康教育 (薬物・飲酒喫煙の防止)	づき、保健・健康教育を推進します。	継続	教育総務課

(2) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

①青少年を取り巻く有害環境対策の充実

<施策概要>

学校が中心となり、関係機関や地域活動団体、PTA、ボランティア等の連携・協力のもとに、子どもの健全な成長の妨げとなる有害環境への対応や啓発活動に取り組みます。

また、巡回パトロール等により、青少年の不良行為の防止に努めます。

さらに、インターネットを通じた中傷、いじめ、有害情報、個人情報流出、犯罪等に巻き込まれないため、学校、家庭、関係機関等が連携を取りながら対策を講じるとともに、児童・生徒の発達段階に応じた適切な情報モラル教育の推進を図ります。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
有害環境への対応	学校・地域社会・PTA等が連携し、地域の有害環境の調査、対応、児童生徒への啓発を図ります。	継続	教育総務課
不良行為防止	警察等の協力により、地域での不良行為防止に努めます。	継続	教育総務課
情報教育	インターネットの適正な利用、人権侵害や犯罪防止のための情報モラル教育を行います。	継続	教育総務課

(3) 青少年の社会参加・社会の一員としての自立に向けた支援

① 青少年の社会参加の促進

<施策概要>

家庭や地域団体と協力して、子どものボランティア活動や地域活動への参加を促進します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
青少年の社会参加の促進	中高生のジュニア・リーダーの育成を行うとともに、地区子ども会活動の指導的立場を担えるよう、体験を通じた教育を行います。	継続	生涯学習課

② 学校生活や社会生活を営むうえで困難を有する青少年に対する支援

<施策概要>

不登校や引きこもりなど、学校生活や社会生活を円滑に営むうえで困難を有する児童・生徒を対象に、関係機関と連携して、学習意欲、自立心、社会性などを育て、学校復帰を促す取り組み、支援を行います。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
不登校や引きこもりの児童生徒対策	学校全体の取り組み、協力体制の推進及び関係機関などとの連携を充実、強化し、適応指導教室「はまゆり教室」や「子どもの心のケアハウス」に指導員、スーパーバイザーを配置して、適切な支援を行います。	継続	教育総務課

(4) 乳幼児とのふれあい体験機会の充実

① 乳幼児や乳幼児親子とのふれあい体験の推進

<施策概要>

生命の尊さを知り、自分も親に愛されているという実感を得られるよう、また、将来親になることを自覚できるよう、児童生徒を対象に育児体験の充実を図ります。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
乳幼児とのふれあい体験	職場体験活動や交流活動などにおいて、町内の保育所等に児童生徒が訪問し、育児体験を行います。	継続	教育総務課

基本目標 3 : 子どもと家庭がともに育つ学びの環境づくり

(幼児・学校・家庭教育)

1 幼児教育の充実

基本的な生活習慣を身につけることを目標に、子どもの成長に応じた一人ひとりの個性や豊かな心の発達、学びの連続性を踏まえ、幼稚園、認定こども園の特色を生かしながら、幼児教育の充実に努めます。併せて、幼児教育から義務教育への移行支援や幼児教育を担う教職員の資質向上や教育環境の整備を促進します。

(1) 幼児教育の充実

①教育内容・環境の充実

<施策概要>

基本的な生活習慣を身につけさせることを基本に、幼児一人ひとりの発達や学びの連続性を踏まえた適切な指導を行い、幼稚園・認定こども園における教育内容・施設環境の充実に図ります。

また、小学校への円滑な移行のため、幼稚園・認定こども園と小学校との連携や家庭と地域の連携を強化し、教育環境の充実に図ります。

さらに、現在幼児教育機関が設置されていない小学校区について、幼児教育のニーズに応じて、認定こども園の設置を含めた幼児教育機関の必要性について検討します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
幼児教育の充実	幼稚園指導計画に基づき、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼児教育を行います。	継続	保健福祉課
幼稚園・認定こども園と小学校の連携	年2回、子ども支援連絡調整会議を開催し、関係機関の連携を図っています。	継続	保健福祉課
幼児教育機関新設の検討	現在幼稚園・認定こども園が設置されていない小学校区において、幼児教育のニーズを注視しながら、認定こども園の必要性について検討します。	検討	保健福祉課

2 学校教育の充実

知・徳・体の調和がとれ、夢と志の実現のために自ら考え行動し、主体的に社会を生き抜く人を育みます。また、地域の特色を生かした魅力ある教育活動を推進することにより、ふるさとを愛し、志を掲げ、未来を創造する力を持った人づくりに取り組みます。

(1) 学校教育の充実

①教育内容の充実

<施策概要>

「人とかかわる」「より良い生き方を求める」「社会での役割をはたす」の3つの視点を基に教科指導、学級活動、道徳、総合的な学習の時間、各種行事などを進め、目標を持って意欲的に取り組もうとする姿勢を育てます。また、児童生徒が基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得するとともに、その知識や技能を生かす思考力、判断力、表現力などを身につけられるよう、教職員の指導方法の工夫・改善を行います。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
志教育の推進	宮城県が推進する志教育に引き続き取り組み、地域と連携しながら、小・中・高等学校の全時期を通して、社会の中におけるより良い生き方を考えながら学び向かうことを促す教育に取り組みます。	継続	教育総務課
伝統文化・伝統芸能に関する学習機会の充実	社会科副読本の活用、総合的な学習の時間や学校行事などを通し、伝統文化・伝統芸能に児童生徒が触れる機会をつくり、地域の歴史や文化に対する興味関心を高め、地域への愛着と伝統文化・伝統芸能を保存・伝承する心を育てる取り組みを推進します。	継続	教育総務課
国際理解教育・外国語教育の充実	小学校からの外国語教育を積極的に行うとともに、小学校から中学校の授業への円滑な移行を図るため、ALT(外国語指導助手)を配置するとともに、小学校「外国語科」及び「外国語活動」の充実を図ります。	継続	教育総務課

②地域と連携した学校づくりの推進

<施策概要>

学校からの情報発信を積極的に行うことにより、地域住民の学校の教育活動に対する理解を促進し、地域との連携による教育活動を進めやすい環境をつくります。また、学校運営をより良いものとするため、学校評価の充実や学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置するなど、地域の声を学校運営に生かしていく体制づくりを行います。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置	入谷小学校をモデル校としてほかの小中学校へ学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置を展開します。	拡大	教育総務課
学校評価の充実	学校評価の結果の公表により、学校運営に関する課題を地域住民、保護者、学校が共有するなど、学校評価を充実したものとし、より良い学校運営の推進に努めます。	継続	教育総務課
学校からの情報発信の充実	学校のホームページの定期的な更新や学校だよりの配布、学校評価の結果の公表などにより、学校からの情報発信を積極的に行い、学校の教育活動に対する理解の促進を図り、地域と連携して教育活動を行いやすい環境づくりを推進します。	継続	教育総務課

3 家庭における教育の推進

子どもの教育について第一義的責任を有する保護者が、生活習慣や自立心の獲得に向けた教育やしつけを適切に行うことができるよう、保護者が子どもを教育する力を身につけられるよう支援し、家庭での教育のあり方や地域との結びつきを身につける機会づくりを促進します。

(1) 子育てやしつけ等に関する知識、技術の習得

①家庭教育に関する情報提供

<施策概要>

町ホームページや広報紙において、家庭での子育てに必要な情報を定期的に掲載します。掲載内容は、時期や社会情勢、地域性等を考慮し、より質の高い情報を発信します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
町ホームページや広報紙等による情報提供	町ホームページに子育てに関する情報を掲載し、毎月更新しています。	継続	保健福祉課

②家庭教育支援

<施策概要>

小中学校における保護者の情報提供、相談、交流等の機会を通じて、家庭教育の向上を促進します。

また、社会教育や乳幼児・就学児健診等、子育て家庭の保護者が集まる機会を活用し、家庭教育の重要性に対する意識啓発を行うとともに、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する情報提供を行います。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
小中学校等における情報提供等	学校だより、学級だよりを通じて、家庭教育に関する情報を提供します。	継続	教育総務課
社会教育や健診等の機会を活用した意識啓発	家庭生活の現状把握や子どもの発達段階に応じた情報提供を行います。	継続	保健福祉課

4 文化・スポーツ活動・ふるさと学習等の促進

東日本大震災後、復興事業が進められ地域のあり方も変化しています。

このような変化の中で、地域社会全体で子育て家庭を支えるためには、子育て家庭と地域社会、地域の活動団体とのつながりを強めていく必要があります。

そのため、地域の一員として、地域で子どもたちが健やかに成長し、家族のふれあいの輪を広げる場となるよう、文化・スポーツ活動・ふるさと学習等を通じて、子どもたちが地域で様々な人々とかかわりを持ちながら、健全に育っていく環境づくりを目指します。

(1) 様々なふるさと学習・社会教育機会の充実（再掲）

①子どもの遊び場、親子による交流・自然体験ができる機会の提供

<施策概要>

子どもの「豊かな心」、「健やかな身体」の育成のため、親子での遊びや子育て家族同士の交流、自然の中での活動体験等の行事を計画、開催します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
子どもの遊び場づくり (再掲)	子育て支援センターにおいて、子どもが安心して遊べる行事を開催します。	拡大	保健福祉課
親子による交流・自然体験ができる機会の提供 (再掲)	子育て支援センターや保育所、幼稚園等において、親子で参加できるスポーツや自然体験等の体験活動を開催します。	拡大	保健福祉課

②体験的な学習機会の拡充

<施策概要>

特別学習や総合的な時間をはじめとして、各教科においても可能な範囲で地域の特徴や歴史を体験できる学習を取り入れます。

また、地域、事業所及び行政機関の連携・協力のもと、職場見学や職場体験活動を行います。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
ふるさと学習・体験学習	年2回、専門家の指導の下、校外で体験学習を行います。	継続	生涯学習課
職場見学、職場体験	年1回、近隣の事業所において職場見学や職場体験を行います。	継続	生涯学習課

③読書活動の推進

<施策概要>

子どもと絵本との出会い（ブックスタート）を支援するとともに、親子への読み聞かせや保護者への読書習慣の啓発、学習機会の提供に努めます。

保育所、幼稚園、認定こども園、学校等における子どもの読書活動を支援するために、各教育・保育施設と連携し、読書環境の整備を図るとともに、絵本の読み聞かせなどを行っている地域団体、ボランティアの協力を得ながら、幼児の頃から本に親しむ機会を提供します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
ブックスタート	乳幼児健康診査時において、絵本の寄贈や保育士による読み聞かせを行い、子どもと絵本との出会い（ブックスタート）を支援します。	継続	保健福祉課
読書活動の支援	生涯学習センターにおいて、子どもの読書環境の整備に取り組みます。	継続	生涯学習課

(2) 文化・スポーツ活動機会の充実

①社会教育関係施設の充実

<施策概要>

社会教育の重要な拠点である生涯学習センター（志津川公民館・図書館）が完成し、図書館の開館時間が午後7時まで延長、志津川公民館については従来どおり午後9時まで開館しており、施設の特長を生かした社会教育の提供が可能となりました。また、今年度復興事業により松原公園野球場・陸上競技場が整備されたことにより社会体育施設の充実も図られ、町民の様々な学習活動の場として有効に利用してもらえるよう取り組みます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
社会教育関係施設の運営	生涯学習センターや公民館等の機能を生かした事業の実施、施設の運営を図ります。	継続	生涯学習課

②学校施設等の開放の推進

<施策概要>

文化・スポーツを目的とする登録団体に対し、休日等における学校施設等の開放を推進します。

また、地域の子どもたちに対し校庭の開放を推進します。

なお、開放に当たっては、特定の個人や団体に利用が偏らないよう、公平な利用に配慮します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
学校施設等の開放	町内のスポーツ少年団をはじめスポーツサークル等に対し、各小中学校体育施設の施設開放を行います。	継続	生涯学習課

基本目標 4：仕事と生活の調和のある子育て生活の実現

(就労改善、男女共同参画)

1 仕事と子育て・家庭生活の両立を支援する環境づくりの推進

子育て家庭が、仕事と子育て・家庭生活のバランスのとれた働き方を選択できるよう、町内の事業所における育児休業制度や再雇用制度の普及、利用促進に努め、本町の生活や業種に適した仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が浸透するよう取り組みを進めます。

また、就労形態や子育て家庭における生活環境の多様化に伴う保育ニーズに対応し、延長保育や預かり保育等を安心して利用できるよう、多様な教育・保育サービスの提供と安定した事業量の確保に努めます。

(1) 育児休業等、各種制度の周知と活用の促進

① 育児休業制度等活用促進の啓発

<施策概要>

仕事と子育ての両立を支援するための制度について情報を発信し、制度の利用を促進した事業主等に対する助成制度の周知を図り、企業の取り組みを支援します。

育児休業制度等について、制度を活用しやすい職場環境づくりの推進に努めます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
仕事と子育ての両立支援に関する各種助成制度の広報	無料職業紹介所において、事業所の紹介をする際に、関連する助成制度を周知します。	継続	商工観光課
子育てに伴う休暇取得の促進	町内の事業所に対して、教育・保育施設、小中学校等の行事等を示した「子育て応援カレンダー」を配付し、学校行事等での休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みます。	継続	商工観光課
育児・介護休業制度取得状況調査	商工会員（従業員数10名以上の企業等）に対して、従業員の育児・介護休業制度の取得状況を調査します。	新規	商工観光課
子育て応援カレンダー活用状況調査	現在配布している企業等に対して実際の活用状況を調査します。	新規	商工観光課

(2) 職場復帰・再就職に向けた相談・情報提供

① 出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実

<施策概要>

出産・育児後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会等の情報提供を行います。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
出産・育児後の再就職支援	広報紙や町ホームページを中心に、出産・育児後の再就職の情報や再就職に向けた講習等の情報提供を行います。	継続	保健福祉課

(3) 就労形態の多様化に対応した教育・保育サービスの確保

① 乳児保育事業（再掲）

<施策概要>

町内の保育所で、乳児を対象とした保育を行うものです。現在、町立保育所3施設において、生後10か月以降の乳児を受け入れています。

近年、待機児童が発生する年度が多いことから、受け入れ体制の強化について検討します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
乳児保育事業	生後10か月以降の乳児を対象に、乳児保育事業を提供します。	継続	保健福祉課
受け入れ体制の強化	乳児（特に0歳児）の定員の拡大や、そのために必要な人材の確保策を検討します。	検討	保健福祉課

② 延長保育事業（再掲）

<施策概要>

現在、町立4施設、私立2施設で実施しています。

今後も認定を受けた利用時間以外の保育の実施について継続するとともに、保育内容の充実を図ります。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
延長保育事業	通常保育の終了時間以降、保護者の希望に応じて時間を延長して保育を行います。	拡大	保健福祉課

③休日保育事業、病児・病後児保育事業の検討

<施策概要>

現在、町では実施していない休日保育事業、病児・病後児保育事業について、子育て家庭のニーズや教育・保育施設等の動向を注視しながら、事業の実施について検討します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
休日保育事業の検討	保護者の就労等により日曜、祝祭日の保育が必要な子どもを対象とした、保育事業の実施を検討します。	検討	保健福祉課
病児・病後児保育の検討	病気やケガ等により、保育所等に通えない子どもを対象に、一時的に預かる病児・病後児保育の実施を検討します。	検討	保健福祉課

2 家庭における男女共同参画の推進

男性と女性が、子育てを担う対等なパートナーとして、お互いに協力して子育てをしていく意識を育むため、広報啓発活動や子育てに関する情報提供等を継続して実施するとともに、家庭・学校・事業所など、様々な機会での男女共同参画の促進に向けて情報を発信します。

また、生活に様々な問題を抱えた女性の相談に応じるため、関係機関との連携を取りながら必要な指導により保護更生を図るとともに、家庭内における配偶者への暴力（DV）の防止に当たっては、警察や関係機関との連携をさらに深め、迅速な対応を図っていきます。

(1) 家族が協力し合い、支え合いながら子育てしていくことへの意識啓発

①男女共同参画啓発

<施策概要>

男女がお互いの人権を尊重し、性別にとらわれることなく、その個性と能力を発揮できるよう、町広報紙等を通じて、男女共同参画意識を啓発します。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、平成31年3月に策定した「南三陸町男女共同参画計画」に基づき、仕事と家庭・地域生活を両立しやすい環境づくり、政策・方針決定の場への女性参画の拡大などに取り組みます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
男女共同参画意識の啓発	町広報紙を中心に、男女共同参画に関する情報発信を行います。	継続	企画課
「南三陸町男女共同参画計画」の推進	「南三陸町男女共同参画計画」に基づき、関連施策を推進します。	継続	企画課

②男女が協力して子どもを生み育てることへの意識啓発

<施策概要>

男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義について周知を図るため、性別による固定的な役割分担意識や仕事優先の意識の見直しをはじめ、住民や事業所等へ労働時間、育児休業制度について、近年の「働き方改革」の動向を参考に、広報・啓発を図ります。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
男女が協力して子どもを生み育てることへの意識啓発	効果的な啓発方法を検討し、情報発信を行います。	継続	企画課

(2) 様々な問題を抱えた女性の相談支援

①女性の相談・指導の充実

<施策概要>

様々な問題を抱えた女性の相談・指導の充実を図るとともに、関係機関と連携し、配偶者からの暴力（DV）の防止に努めます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
女性の相談、配偶者からの暴力（DV）の防止対策	相談を希望する女性について、随時、相談対応を行います。また、DV予防啓発講座の開催やパンフレット等による啓発活動を行うほか、女性に対する暴力防止を目的としたパープルライトアップ事業に参加します。	継続	保健福祉課
子育て支援の拠点機能の設置（再掲）	「子育て世代包括支援センター」、 「子ども家庭総合支援拠点」、に「子育て支援センター」の各機能を集約した一体的な拠点機能の設置を検討します。 また、新設する拠点には、女性の救済機能の整備を検討します。	検討	保健福祉課

基本目標5：子どもや子育てにやさしいまちづくり

(福祉のまちづくり)

1 安心して子育てできる生活環境づくり

子どもと一緒に安心して外出ができるよう、多くの住民が利用する道路や公共施設、公園等の整備を推進します。

また、生活の拠点となる住宅についても、子育て世代が暮らしやすい住宅づくりを促進します。

(1) 子ども連れでも安心して外出できる環境づくり

①公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置

<施策概要>

公共施設においては、子ども連れの利用者に配慮したおむつ替えスペースが整備された多目的トイレや授乳コーナーの設置を進めます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置	計画的に、新設の公共施設には多目的トイレや授乳コーナーを設置してきたため、既存施設への新設設置を計画します。	継続	建設課

②子どもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備

<施策概要>

子どもや妊婦、ベビーカー利用の子ども連れが安心して外出できるように、幅の広い歩道の整備や段差の解消等、安全な歩行空間を確保します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
歩行しやすい道路整備	道路の整備に際して、親子で利用しやすい道路整備を推進します。	継続	建設課

(2) 良質な居住環境の充実

①居住環境の充実

<施策概要>

公営住宅について、子育て家庭が暮らしやすい環境を持続できるよう、建物や設備の維持管理を図ります。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
公営住宅の維持・管理	利用されている災害復興住宅を良好な状態で提供できるよう、適正な維持管理を図ります。	継続	建設課

(3) 安心して思い切り遊ぶことのできる遊び場の充実

①子どもが安全に遊べる公園等の整備

<施策概要>

安全で身近に利用できる公園や広場等の整備を推進します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
遊具等の安全管理	公園の遊具等の設備について、定期的に点検・管理します。	継続	建設課
公園や広場等の整備	公園や広場等において近隣住民の協力を得ながら、除草、樹木や芝生の管理等を行います。	継続	建設課

②学校施設等の開放の推進（再掲）

<施策概要>

文化・スポーツを目的とする登録団体に対し、休日等における学校施設等の開放を推進します。

また、地域の子どもたちに対し校庭の開放を推進します。

なお、開放に当たっては、特定の個人や団体に利用が偏らないよう、公平な利用に配慮します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
学校施設等の開放	町内のスポーツ少年団をはじめスポーツサークル等に対し、各小中学校体育施設の施設開放を行います。	継続	生涯学習課

2 子どもの安全を守る活動の推進

子どもたちを犯罪等の被害から守るため、学校や警察・関係団体等との連携強化に努め、子どもを地域で見守る体制の充実、住民を対象にした防犯に対する教育の展開を図ります。

また、子どもが交通事故に遭わないよう、通学路や事故多発地区、交差点における信号機や安全標識等の交通安全施設を整備するとともに、警察、保育所、幼稚園、学校及び関係機関が連携し、子どもへの交通安全教育に努めます。

さらに、災害時の避難支援等、適切な支援体制づくりを進めます。

(1) 防犯に関する知識・技術の習得支援及び意識啓発

①防犯対策の推進

<施策概要>

犯罪の防止及び通行の安全を図るための防犯灯設置や各種ソフト対策の充実を図るとともに、防犯に関する広報啓発活動を推進します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
防犯に関する広報啓発	南三陸地区防犯協会や南三陸町地域安全指導員等の関係機関と連携し、防犯思想の普及啓発を行います。	継続	総務課
防犯灯設置事業	地域内の安全確保を図るため、行政区による防犯灯の新規設置に係る費用の一部を補助します。	継続	総務課

(2) 地域における見守り活動の促進

①地域ぐるみで見守る体制づくり

<施策概要>

学校と家庭と地域が連携・協働し、防犯面や交通安全対策など、子どもたちの安全確保や健全育成のための体制づくりを行います。また、地域の様々な人々が子どもの育ちを見守り、支える意識の醸成や支援体制の構築に取り組みます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
子どもの見守り活動	学校において、家庭や地域住民の協力により、防犯パトロールや交通安全対策など、地域と連携した子どもの見守り活動を行います。	継続	教育総務課
子ども 110 番の家	警察、学校、地域住民などと連携、協力体制のもとで、「子ども 110 番の家」の普及啓発に努めるとともに、緊急時に子どもを保護してもらうなど、子どもたちが安全に生活できる環境整備に努めます。	継続	教育総務課

(3) 交通安全対策の推進

①交通安全対策の推進

<施策概要>

ソフト面では、住民の交通安全に対する意識を高めるとともに、子どもたちを交通事故から守れるよう、地域ぐるみによる声かけと交通安全指導を推進します。

また、ハード面では、住民生活に密着した生活道路の安全確保として、反射鏡や標識といった交通安全施設の整備を図ります。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
交通安全指導	町内各地域の住民に対して、街頭指導、交通安全教室、関係機関と連携した各種啓発活動を行います。	継続	総務課
交通安全施設等の整備	交通安全施設等を定期的に点検・管理し、必要に応じて整備・更新を行います。	継続	総務課

(4) 災害時の支援体制

①避難行動要支援者の把握・台帳整備

<施策概要>

災害時の避難に当たって、支援が必要となる避難行動要支援者の台帳整備、定期的な情報更新を行います。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
避難行動要支援者の把握・台帳整備	避難行動要支援者を把握し、台帳(システム)に登録・管理します。また、定期的に対象者を確認します。	継続	保健福祉課

基本目標 6：特別な支援の必要な児童・家庭への取り組み

(要保護児童等)

1 児童虐待防止対策の推進

子育てに対する日々の不安・悩みを軽減させるために、保健師、民生委員・児童委員等と連携し、子育てに関する相談・情報提供・交流の各種事業を展開するとともに、要保護児童対策地域協議会により、虐待の防止・早期発見・早期対応の推進を図っていきます。

また、児童虐待を発見したときは、速やかに関係機関と連携し、子どもの生命の安全を最優先した措置を取ります。

(1) 虐待の早期発見・早期対応に向けた取り組みの推進

①児童虐待の予防及び早期発見

<施策概要>

乳幼児健診時等の育児相談において育児不安の軽減を図るとともに、ハイリスク家庭等を対象とした訪問活動等を通して、児童虐待の予防及び早期発見に努めます。

また、子育てに関する多様な対応を行う拠点として「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を一体的に担う業務体制の確立を目指します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
子育て支援の拠点機能の設置（再掲）	「子育て世代包括支援センター」、 「子ども家庭総合支援拠点」、に「子育て支援センター」の各機能を集約した一体的な拠点機能の設置を検討します。 また、新設する拠点には、虐待対策の救済機能の整備を検討します。	検討	保健福祉課
育児相談（再掲）	毎週定期的に「育児相談日」を設け、相談を受け付けます。	拡大	保健福祉課
訪問活動	健診等によりハイリスクとみられる家庭に対して、訪問活動を行い、保護者の様子や生活状況を把握します。	継続	保健福祉課

②児童虐待防止対策の充実

<施策概要>

児童虐待に対し、福祉・教育・警察等の関係機関で構成される「要保護児童対策地域協議会」における活動を充実するとともに、実務者会議での情報交換や個別ケース会議での対応策の検討など、組織的かつ専門的対応の徹底と協議会内での連携強化を図ります。

児童虐待問題に対する家庭や地域、学校など社会全般の関心と理解を深めるため、様々な広報啓発活動を推進し、意識啓発に努めます。

研修会等により、児童虐待防止に向けての関係者の資質向上に努めます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
児童虐待防止対策	児童虐待が疑われる、または、発生しているケースについて「要保護児童対策地域協議会」の各会議において協議し、必要な対策を取ります。 また、子どもの生命の安全にかかわると判断したときは、関係機関と連携し、子どもの安全を最優先とする措置を取ります。	継続	保健福祉課
児童虐待問題への広報啓発	住民を対象に、定期的に児童虐待に関する情報発信を行います。	継続	保健福祉課
児童虐待防止に関する研修	関係職員を中心に、児童虐待防止に関する研修を行います。	継続	保健福祉課

(2) 児童虐待防止法の周知及び虐待に対する意識啓発

①子どもの人権に関する住民意識の啓発

<施策概要>

「児童の権利に関する条約」の理念を現実のものとするため、その理念・内容の普及に努め、子どもの人権に関する住民意識の高揚を図ります。

また、時代の変化により「しつけ」と「虐待」の考え方が変化しているため、時代に適した、また、子どもの成長に最適な接し方、暴力によらないしつけ方等について、啓発を行います。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
子どもの人権に関する広報啓発	児童生徒向け、保護者向け、一般住民向けそれぞれの内容で、掲示物や人権教育等を行います。 また、より効果の高い啓発方法について検討を行います。	継続	保健福祉課

2 ひとり親家庭、生活困窮世帯への支援

ひとり親家庭の生活安定のため、ひとり親家庭等自立促進計画の推進とともに、相談・支援活動の充実に努めます。

また、ひとり親家庭を含めた経済的に困窮している生活困窮世帯が利用可能な各種支援制度の周知に努め、社会的・経済的な自立支援を実施します。

(1) ひとり親家庭に対する相談支援・経済的支援

①ひとり親家庭に対する相談体制・情報提供の充実

<施策概要>

民生委員・児童委員や関係機関との連携を強化し、ひとり親家庭が抱える様々な悩みや相談ごとに柔軟に対応できる体制を整えるとともに、それぞれのニーズに合った適切な情報提供に努めます。

また、相談内容の多様化に対応できるよう、担当職員のスキルアップや関係者間の情報共有に努めます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
相談支援	ひとり親家庭の支援に関する相談に対応します。相談は、担当窓口のほか、児童扶養手当の手続き時にも対応します。	継続	保健福祉課
情報提供	広報やホームページ、子育てハンドブックにおいて、ひとり親家庭への支援内容等を掲載し、情報提供します。	継続	保健福祉課

②ひとり親家庭等に対する経済的支援の充実

<施策概要>

公営住宅の供給に関して、ひとり親家庭などの優先入居を行います。

ひとり親家庭などに対し、生活の安定と児童の福祉を向上させ、自立を促進するために、児童扶養手当や母子福祉資金貸付制度の周知を図ります。

ひとり親家庭の親及び子どもや、父母のいない子どもなどが、医療保険による診療を受けた場合、その医療費の自己負担分の一部を助成します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
公営住宅等への優先入居支援	公営住宅の入居者募集時に、ひとり親家庭を優先的に入居できるよう配慮します。	継続	建設課
児童扶養手当制度の周知	ひとり親家庭に対して、町のホームページや広報紙等で児童扶養手当の内容を広報します。	継続	保健福祉課
母子福祉資金貸付制度の周知	ひとり親家庭に対して、町のホームページや広報紙等で母子福祉事業の内容を広報します。	継続	保健福祉課
母子父子家庭医療費助成	医療保険による診療を受けた場合、その医療費の自己負担分の一部を助成します。	継続	町民税務課

(2) ひとり親家庭に対する教育・保育サービス利用への配慮

①教育・保育サービス利用への配慮

<施策概要>

保育所や放課後児童クラブの利用希望者について、ひとり親家庭の子どもを優先的に利用できるよう配慮するなど、ひとり親家庭の子育ての負担軽減を図ります。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
保育所の優先利用	ひとり親家庭の優先的な利用調整及び利用料の減額を行います。	継続	保健福祉課
放課後児童クラブの優先利用	ひとり親家庭の優先的な利用調整を行います。	継続	保健福祉課

(3) 生活困窮世帯への支援

①生活困窮世帯への支援、新たな取り組みの検討

<施策概要>

すべての児童生徒が等しく学習機会を確保できるよう、経済的理由により就学が困難な児童生徒等の保護者に対し、就学援助を行い、就学機会に係る経費の負担軽減を図ります。また、学習支援等の新たな支援について検討を行います。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
就学援助費の支給	経済的理由により就学が困難な児童生徒等の保護者に対し、入学用品費や学用品費、学校給食費等について、就学援助費を支給します。	継続	教育総務課
奨学金の貸し付け(再掲)	育英資金貸付基金の運用により、支援の必要な生徒を対象に奨学金を貸し付けます。	継続	教育総務課

3 発達支援・療育体制の充実

子どもたちの個性と能力を最大限に伸ばしていくため、障害の早期発見に努めるとともに、障害のある子どもや配慮の必要な子どもが、適切な環境の中で生活を営むことができるよう、特別支援学校など専門機関との連携のもと、子どもたちの将来に向けて、自らの生き方、暮らし方を選択できるよう、療育・発達支援を推進します。

なお、障害児への支援については、「南三陸町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」と整合を図りながら取り組んでいきます。

(1) 障害等に対する理解と専門的な支援の充実

①障害等に対する理解の促進

<施策概要>

障害のある子どもやその家族を見守り、ともに地域で生きていける地域づくりの実現のため、町広報紙やイベント、講演会等を利用した啓発・広報活動を継続的に行うなど、多様化する障害と障害児に対する理解を深めるための啓発・情報発信を行います。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
障害への理解へ向けた広報啓発	障害への理解促進のため、講演会の開催や障害のある人・家族と地域住民との交流、福祉作業所と近隣住民、児童生徒との交流機会等を開催します。 また、障害への理解促進のため、広報活動やヘルプマークの普及、啓発を図ります。	継続	保健福祉課

②発達障害への相談支援体制の整備・充実

<施策概要>

多様化する発達障害に対応できる相談支援体制の整備・充実を図ります。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
発達障害への相談支援	住民にわかりやすく、相談しやすい窓口の設置と周知を図ります。 また、母子保健、障害児支援の強化、保健、福祉、教育等関係部局の連携について、現事業について見直しを行い、支援体制を検討します。	見直し	保健福祉課

③教育相談・教育支援体制の充実

<施策概要>

子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、学校、幼稚園・保育所など関係機関との連携を図り、多様な教育相談に対応できる体制の整備とともに、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学相談の充実に努めます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
教育支援	障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、学校、関係機関と連携を図り、きめ細やかな支援・就学相談等を行います。	継続	教育総務課

④心身障害児とその家族に対する支援の充実

<施策概要>

心身障害児やその養育者に対し、経済的な支援や補装具の交付・修理、日常生活用具の給付等を通じて生活支援を行います。

在宅で生活している心身障害児の生活を支援するため、在宅福祉、自立支援サービスの充実を図ります。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
特別児童扶養手当制度の周知	障害のある子どもを育てている保護者を経済的に支援するための特別児童扶養手当について、該当する保護者に対して、制度の内容を周知します。	継続	保健福祉課
障害児福祉サービス等による自立支援	子どもの障害の種類や支援ニーズに応じて、障害児福祉サービスを提供します。	継続	保健福祉課

⑤関係機関との連携による要保護児童への支援

<施策概要>

発達状況や特別な支援を要する子どもに関する様々な対応について、発達障害者支援センター、児童相談所をはじめ関係機関と連携し、子どもの状況や発達段階に応じたきめ細やかな支援を行います。

なお、専門的な対応が必要なケースが増加していることから、専門知識を有した職員を配置した「子ども家庭総合支援拠点」「子育て世代包括支援センター」の一体的な設置を検討します。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
関係機関との連携	保健師を中心に、児童相談所、保育所等との連携を充実します。	継続	保健福祉課
子育て支援の拠点機能の設置（再掲）	「子育て世代包括支援センター」、「子ども家庭総合支援拠点」、に「子育て支援センター」の各機能を集約した一体的な拠点機能の設置を検討します。	検討	保健福祉課

(2) 障害等の早期発見・早期対応の促進

①疾病や障害の早期発見・早期治療・早期療育の推進

<施策概要>

医療機関との連携を図り、各種乳幼児健康診査等により、疾病や障害の早期発見・早期治療・早期療育に努めます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
障害等の早期発見・早期対応	各種乳幼児健康診査の結果等を基に、医療機関や関係機関との連携により、疾病や障害の早期発見を図ります。 疾病や障害を発見したときは、速やかに治療・療育につなげていきます。	継続	保健福祉課

②育児相談（再掲）

<施策概要>

健康相談事業の中で子どもの育児相談に対応し、保護者の不安、負担の軽減に努めます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
育児相談	定期的に「育児相談日」を設け、相談を受け付けます。	拡大	保健福祉課

(3) 障害児保育、特別支援教育の充実

①療育相談支援体制の充実

<施策概要>

発達の遅れが考えられる子どもについて、医療、教育・保育、行政等の各関係機関との情報の共有化や連携した療育相談支援の充実を図ります。

各種健診等を通じて、早期発見に努めるとともに、障害受容、療育を経て就学に至るまでの一貫した支援に努めます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
療育相談支援	乳幼児健診等で発達の遅れが考えられる子どもについて、相談を受け付け、保育施設、病院、児童相談所等各関係機関との情報共有、連携により、子どもと保護者を支援します。	拡大	保健福祉課

②障害児保育等の充実

<施策概要>

受け入れ可能な範囲で、保護者の望む保育所や幼稚園での受け入れに取り組むとともに、子どもの発達が促進されるよう教育・保育内容の充実を図ります。

放課後児童クラブにおいても障害のある子どもの受け入れを促進するため、研修等により放課後児童支援員の育成に努めます。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
保育所や幼稚園での受け入れ	保育所や幼稚園において、障害児保育等の研修の実施や職員の加配などにより、受け入れ態勢の充実を図ります。	継続	保健福祉課
放課後児童クラブでの受け入れ	放課後児童支援員を対象に、障害児保育等の研修を行います。	継続	保健福祉課
人材の確保	ハローワークや職員の人脈を活用し、障害児の教育・保育に必要な人材の確保に努めます。	継続	総務課

③特別支援教育の充実

<施策概要>

障害のある子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うために、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶことのできる環境づくりを進めるとともに、障害のある生徒に対する職業教育の強化と社会性の育成を図ります。

<実施事業>

事業名	取り組み内容	方向性	担当課
特別支援教育の充実	障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに合った指導の充実や、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶインクルーシブ教育の推進、教員補助員の活用など学習支援体制の強化を図ります。	継続	教育総務課

第5章 子ども・子育て支援事業の 量の見込みと提供体制

第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

子ども・子育て支援制度に基づく教育・保育のニーズ量の見込み、教育・保育提供区域の設定及び教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策を整理します。

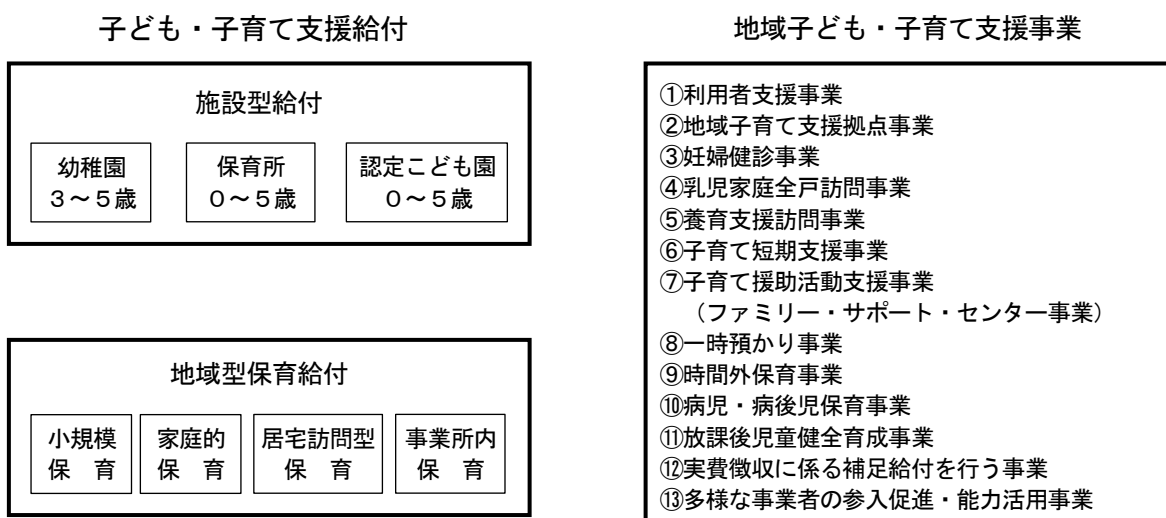
第1節 子ども・子育て支援事業の概要

1 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度による事業は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2種類に大別できます。

このうち、「子ども・子育て支援給付」は、幼稚園や保育所、認定こども園など、乳幼児の教育・保育サービスを提供する事業です。また、「地域子ども・子育て支援事業」は幼稚園や保育所、認定こども園で行う教育・保育サービスを補完したり、情報提供・相談等を行うなど、地域の実情に応じた子育て支援を行う事業です。

「子ども・子育て支援事業計画」では、これらの事業を実施するための計画であり、各サービスを確保する目標量や確保の方策を定めます。



2 給付を受ける子どもの認定区分

保護者の申請を受け、町では子どもの年齢や保育の必要性を判断し、次の3区分の認定を行います。教育・保育施設では、認定区分を受けた子どもを対象に、必要な教育・保育を実施します。

認定区分	保育の必要性	該当年齢	提供機関
1号認定	なし	3～5歳	幼稚園、認定こども園
2号認定	あり	3～5歳	幼稚園 保育所、認定こども園
3号認定	あり	0～2歳	保育所、認定こども園

第2節 教育・保育のニーズ量の見込みの考え方

1 「量の見込み」の考え方

量の見込みの算出に当たっては、国が示す手引きに従い、保護者に対する利用希望把握調査等の結果から、就労状況や希望等を踏まえた“潜在的”な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出したうえで、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します。

$$\boxed{\text{推計児童数}} \times \boxed{\text{潜在的な家庭類型割合}} \times \boxed{\text{利用意向率}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

2 家庭類型について

保護者の就労状況等により、タイプAからタイプFまで8つの潜在的な家庭類型に分類します。

潜在的な家庭類型とは、今後の就労意向（現在就労していない母親が、すぐにでも、もしくは1年以内に就労したいと思っている等）を反映させたものです。分類する類型は以下のとおりです。

■家庭類型

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプA	ひとり親家庭	「配偶者はいない」と回答した人
タイプB	フルタイム×フルタイム	父親、母親ともフルタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※パートタイム・無業からフルタイムへの転換希望者を加える
タイプC	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※3～5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0～2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人で、就労時間が月60時間以上を加える
タイプC'	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が低い+幼稚園を利用希望）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）のうち、3～5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0～2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人
タイプD	専業主婦（夫）	父親もしくは母親のいずれかが無業の人 ※1年以内にフルタイムもしくはパートタイムで就労（月60時間以上）したい人は除く ※今後、仕事をやめて子育てに専念したい人を加える
タイプE	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親及び母親のいずれもパートタイム等で就労している人 ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプE'	パートタイム×パートタイム (保育の必要性が低い+幼稚園を利用希望)	父親、母親ともパートタイム等で就労している人 ※3～5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0～2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプF	無業×無業	父親、母親とも無業の人 ※今後、仕事をやめて子育てに専念したい人を加える

3 各事業における「量の見込み」の算出対象

教育・保育事業（施設型給付・地域型保育給付事業）及び地域子ども・子育て支援事業における「量の見込み」の算出対象は、以下のとおりです。

■教育・保育事業（施設型給付・地域型保育給付事業）

事業名	項目	算出対象
1号認定 (幼稚園・認定こども園)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプC'、D、E'、F
2号認定 (幼稚園の利用希望が強い)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
2号認定 (認定こども園・保育所)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
3号認定【0歳】 (認定こども園・保育所)	対象年齢	0歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
3号認定【1・2歳】 (認定こども園・保育所)	対象年齢	1・2歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E

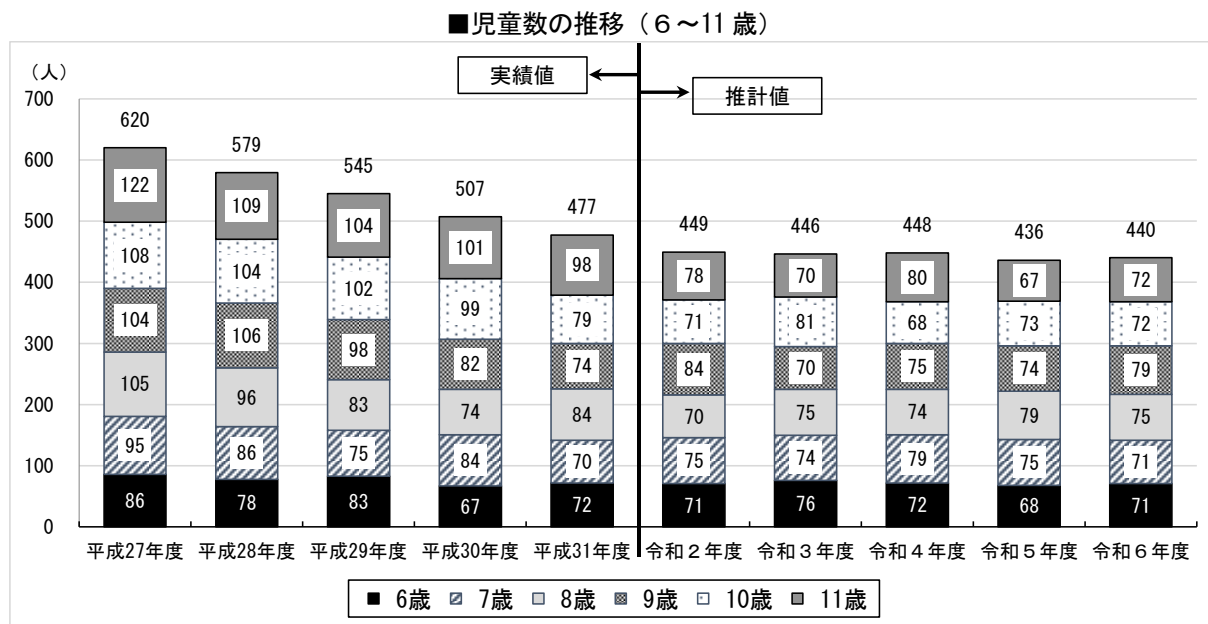
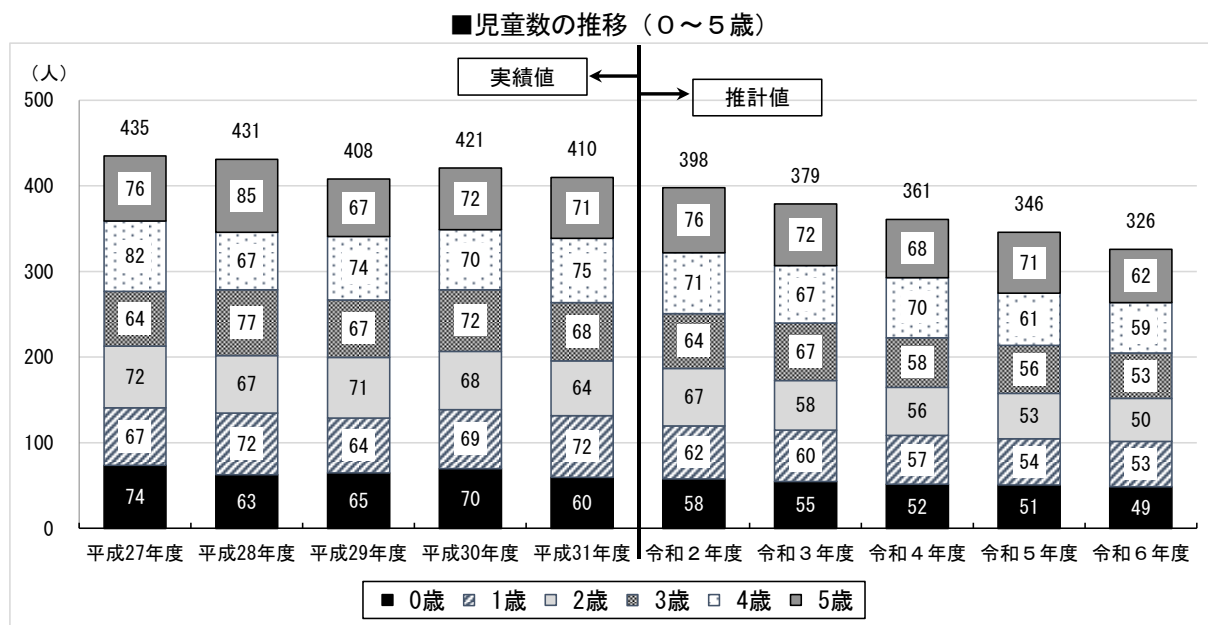
■地域子ども・子育て支援事業

事業名	項目	算出対象	
地域子育て支援拠点事業	対象年齢	0～2歳	
	家庭類型	すべての家庭類型	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	対象年齢	0～5歳	
	家庭類型	すべての家庭類型	
子育て援助活動支援事業 (※就学後の放課後の預かり)	低学年	対象年齢	5歳（推計児童は6～8歳）
		家庭類型	すべての家庭類型
	高学年	対象年齢	5歳（推計児童数は9～11歳）
		家庭類型	すべての家庭類型
在園児対応型一時保育（一時預かり事業）	対象年齢	3～5歳	
	家庭類型	タイプC'、D、E'、F	
一時預かり事業（在園児以外）	対象年齢	0～5歳	
	家庭類型	すべての家庭類型	
時間外保育事業	対象年齢	0～5歳	
	家庭類型	タイプA、B、C、E	
病児・病後児保育	対象年齢	0～5歳	
	家庭類型	タイプA、B、C、E	
放課後児童健全育成事業	低学年	対象年齢	5歳（推計児童は6～8歳）
		家庭類型	タイプA、B、C、E
	高学年	対象年齢	5歳（推計児童数は9～11歳）
		家庭類型	タイプA、B、C、E

第3節 児童数の推計

本計画期間（令和2年～令和6年度）の児童数の推計は、平成27年～平成31年の住民基本台帳人口（各年4月1日現在）から各年齢層の1年後の人口の変化率（例 0歳→翌年1歳の人数変化の平均値。）を基に以下のとおり算出しました。

全体の傾向として、これまでの出生者数の減少、出産する母親の年齢層の人口減少等により、児童数の減少傾向が続くものと想定します。



第4節 教育・保育提供区域の考え方について

「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用実態に応じ、認定区分ごと、事業ごとの区域設定を行います。

1 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

2 南三陸町における教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法の基本指針において、町は、教育・保育提供区域を定めることとなっており、設定した区域が、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとされています。

本町において、今後の教育・保育事業を実施するうえで最も懸念されることは、提供区域内においてサービス不足が生じた場合です。

その場合、子ども・子育て支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域がサービス過多の場合でも申請のある区域には新たに認可することになり、その結果、アンバランスな施策配置になる可能性があります。

また、幼稚園は町内に1か所となっているほか、幼児教育を提供できる認定こども園も2か所となっており、利用者の公平で多様な選択という視点にも配慮する必要があります。

その他、多様な事業者が特定教育・保育施設を設置・運営することにより既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などをできる限り回避する提供区域の設定が必要です。

こうしたことから、それぞれの区域特性、長所短所、上記の観点も踏まえ、基本となる提供区域は、「町全域」とします。

3 教育・保育提供区域の設定

認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域を、次のとおり設定します。

■認定区分ごとの提供区域とその考え方

事業名	項目	算出対象
1号認定（3～5歳）	町全域	<p>区域数が多い（区域が狭い）場合は、町全体の需要に対して、サービス提供や施設整備の面において、柔軟な対応が取りにくくなる場合があります。また、区域外のサービスを受ける際に煩雑な手続きが必要になる場合もあります。</p> <p>一方、区域数が少ない（区域が広い）場合は、サービスの種類によっては、利用者からみた利便性にやや欠ける面がありますが、町全域の中から多様なサービスが選択できることとなります。</p> <p>そこで本町は、町全体のニーズに対応できるよう町全域を1つの区域と考え、提供区域は「町全域」とします。</p>
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0～2歳）		

■11事業の提供区域とその考え方

事業名	項目	算出対象
利用者支援事業 子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	町全域	<p>現在、「子育て支援センター」1か所で実施しており、町で一律の支援体制を構築する設定とします。</p> <p>現在、町で行っていない事業であり、今後検討するうえで、町で一律の支援体制を構築する設定とします。</p>
地域子育て支援拠点事業 地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	町全域	<p>現在、「地域子育て支援センター」、「戸倉地区子育て支援センター」、「歌津地区子育て支援センター」の3か所で実施していますが、住民が利用しやすい施設に自由に通えるよう、町で一律の支援体制を構築する設定とします。</p>
妊婦健康診査 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業	町全域	<p>母子保健活動に係る事業は、細かな区域を設定することにはなじまないと思われれます。</p>
乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	町全域	<p>町の保健師等が対象者の居宅に訪問する事業であり、また全町的に取り組んでいるものであるため、区域を設定することにはなじまないと思われれます。</p>
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）	町全域	<p>町の保健師等が対象者の居宅に訪問する事業であり、また全町的に取り組んでいるものであるため、区域を設定することにはなじまないと思われれます。</p>

事業名	項目	算出対象
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ) 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業	町全域	現在、町で行っていない事業であり、今後検討するうえで、事業の性質上、細かな区域設定はなじまないと思われます。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) 児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	町全域	現在、町で行っていない事業ですが、今後事業を検討するうえで、事業実施可能なニーズ量や幼児教育・保育の区域を勘案して区域を設定します。
一時預かり事業 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	町全域	幼児教育、保育と一体となる事業であるため、幼児教育・保育の区域(町全域)を勘案して設定します。 なお、需要過多等により整備を検討する必要がある場合は、施設配置状況等を考慮し、利用しやすい環境整備を行うよう配慮します。
時間外保育(延長保育)事業 就労と育児の両立支援のため、時間外勤務や通勤時間の延長などに対応して、通常保育の時間を延長して保育を行う事業	町全域	認定を受けた利用時間以外の時間において保育所等で行う事業です。幼児教育・保育の区域と同じ設定とします。
病児・病後児保育事業 病児について、病院・保育所等に付設の専用スペース等で一時的に保育する事業	町全域	現在、町内で実施している病院・保育所等はありませんが、今後事業を検討するうえで、事業実施可能なニーズ量や幼児教育・保育の区域を勘案して区域を設定します。
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業) 共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業	小学校区	現在の放課後児童クラブの運営状況から、小学校区とします。

■その他の地域子ども・子育て支援事業の提供区域とその考え方

事業名	項目	算出対象
実費徴収に係る補足給付を行う事業	町全域	世帯の所得の状況等を勘案して、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等の助成を行う事業であり、区域設定にはなじまないと思われます。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	町全域	新規事業者の参入促進に関する事業であり、本町において事業実施の必要性の有無を検討する必要がありますが、事業の性質上、全町的な取り組みとなると思われます。

第5節 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

国から提示される基本指針または現在の各事業の利用状況等を基に、計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、確保の方策及び実施時期を次のとおり設定します。

1 教育・保育事業（子ども・子育て支援給付）

(1) 1号認定、2号認定で幼稚園の利用希望が強い（幼稚園、認定こども園）

【量の見込みの考え方】

- 保育の必要がない家庭の3～5歳児で、「幼稚園」もしくは「認定こども園」を利用したい人及び保育の必要がある家庭の3～5歳で現在「幼稚園」を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数を基に設定しています。
- 計画期間における、教育保育事業の利用者数は、37～45人程度が見込まれます。

【確保の方策】

- 計画期間内の各年度において、利用定員の範囲内で対応が可能とみられるため、現在の体制の維持・継続に努めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人)	45	43	42	40	37
②確保の方策(利用定員) (人)	50	50	50	50	50
特定教育・保育施設	50	50	50	50	50
過不足②-① (人)	5	7	8	10	13

(2) 2号認定（保育所、認定こども園）

【量の見込みの考え方】

- 現在、「幼稚園」を利用しておらず、今後、「保育所」、「認定こども園」等を利用したい人（3～5歳）の割合を推計児童数に乗じて算出した人数を基に設定しています。
- 計画期間における、2号認定の該当者数は、134～163人程度が見込まれます。

【確保の方策】

- 計画期間内の各年度において、利用定員の範囲内で対応が可能とみられるため、現在の体制の維持・継続に努めます。
- なお、待機児童が発生する可能性がある3号認定（1・2歳児）に対応できるよう、柔軟な体制を取るものとします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人)	163	159	151	145	134
②確保の方策(利用定員) (人)	186	186	186	186	186
特定教育・保育施設	186	186	186	186	186
過不足②-① (人)	23	27	35	41	52

(3) 3号認定 0歳児（保育所、認定こども園）

【量の見込みの考え方】

- 今後、「保育所」、「認定こども園」等を利用したいと回答した人（0歳児）のうち、利用希望する年齢を1歳以上とした人を除外した回答者の割合を、推計児童数に乗じて算出した人数を基に設定しています。
- 計画期間における、3号認定（0歳児）の該当者数は、14～17人程度が見込まれます。

【確保の方策】

- 計画期間内の各年度において、利用定員の範囲内で対応が可能とみられるため、現在の体制の維持・継続に努めます。
- なお、待機児童が発生する可能性がある3号認定（1・2歳児）に対応できるよう、柔軟な体制を取るものとします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人)	17	16	15	15	14
②確保の方策（利用定員） (人)	19	19	19	19	19
特定教育・保育施設	16	16	16	16	16
地域型保育施設	3	3	3	3	3
過不足②-① (人)	2	3	4	4	5

(4) 3号認定 1・2歳児（保育所、認定こども園）

【量の見込みの考え方】

- 今後、「保育所」、「認定こども園」等を利用したいと回答した人（0歳児）のうち、利用希望する年齢を現在の子どもの年齢以上（1歳児であれば2歳以上、2歳児であれば3歳児以上）とした人を除外した回答者の割合を、推計児童数に乗じて算出した人数を基に設定しています。
- 計画期間における、3号認定（1・2歳児）の該当者数は、59～73人程度が見込まれます。

【確保の方策】

- 令和2年度に8人、令和3年度に2人の利用定員の不足が発生する可能性があります。
- その対応策として、2号認定や3号認定（0歳児）と職員数を調整し、既存の体制の中で対応するものとします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人)	73	67	64	61	59
②確保の方策（利用定員） (人)	65	65	65	65	65
特定教育・保育施設	59	59	59	59	59
地域型保育施設	6	6	6	6	6
過不足②-① (人)	-8	-2	1	4	6

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

- 町内の地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の実施か所において実施することを踏まえて設定します。

【確保の方策】

- 今後も、町内3か所の子育て支援センターにおいて実施するものとします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の方策（実施か所数）	3	3	3	3	3

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。（子育て支援センターで実施）

【量の見込みの考え方】

- 平成28～30年度の利用率（利用者数／0～2歳の人口）の平均値がそのまま推移するものと想定して設定します。
- 計画期間における、量の見込みは、2,176～2,677人日程度が見込まれます。

【確保の方策】

- 今後も、町内3か所の子育て支援センターにおいて実施するものとします。
- 事業実施に当たっては、利用日及び利用時間帯等、利用しやすい環境づくりに努めるとともに、利用者への周知徹底を図り、一定の利用者数を確保します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日／年）	2,677	2,477	2,362	2,262	2,176
確保の方策（実施か所数）	3	3	3	3	3

(3) 妊婦健康診査

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。1人当たり14回の受診が可能です。

【量の見込みの考え方】

- 平成28～30年度の利用率（受診者数／0歳の人口）の平均値がそのまま推移するものと想定して設定します。
- 計画期間における、量の見込みは、76～90人日程度が見込まれます。

【確保の方策】

- 対象となる妊婦が利用しやすい方策を検討するとともに、量の見込みに対する受診体制を確保します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	90	86	81	79	76
確保の方策	実施場所：各医療機関 検査項目：ア 産科的診察（指導を含む） 検査項目：イ 臨床検査 尿検査（糖、蛋白）・浮腫・血圧測定・血液検査を含む各種検査 検査項目：ウ 超音波検査 実施時期：国の指針に基づく				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

- 平成28～30年度の利用率（訪問者数／0歳の人口）の平均値がそのまま推移するものと想定して設定します。
- 計画期間における、量の見込みは、49～58人程度が見込まれます。

【確保の方策】

- 保健師と連携を図りながら、母子保健活動において量の見込みに対する訪問・支援体制を確保します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	58	55	52	51	49
確保の方策	実施体制：1人（町保健師）				

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

- 平成 28～30 年度の訪問率（訪問者数／未就学児の人口）の平均値がそのまま推移するものと想定して設定します。
- 計画期間における、量の見込みは、各年とも 4 人程度が見込まれます。

【確保の方策】

- 保健師等による養育に関する相談、指導、助言等を行い、すべての要支援者への支援体制を確保します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	4	4	4	4	4
確保の方策	実施体制：1人（町保健師）				

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

- 利用人数は、泊まりがけの預かりにおいて、「短期入所生活援助事業」を利用した人、「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人、または、「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」と回答した者のうち、その対応が「非常に困難」と回答した人の割合を、推計児童数に乗じて算出した人数を基に設定しています。
- 利用日数は、家庭類型別の利用希望日の中央値を基に設定しています。

【確保の方策】

- ニーズに対する事業実施について検討しましたが、町内では本事業の実施体制等見込みが立たないため、計画期間の量の見込みを「0 人日」としました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日／年）	52	49	47	45	43
確保の方策（人日／年）	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（就学後）

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の 5 歳で、小学校就学後、放課後の時間に「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人の割合を、推計児童数（小学生）に乗じて算出した人数を基に設定しています。
- 計画期間における、量の見込みは、0 人日が見込まれます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日／年）	0	0	0	0	0
確保の方策（人日／年）	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園における在園児対象型

【量の見込みの考え方】

- 今後、「幼稚園」を利用したいと回答した人（3～5歳）で、かつ、不定期事業を「利用したい」と回答した人、または、現在、「幼稚園」を利用している人で、現在、一時預かり等を利用している人の人数、利用希望日数の平均値、推計人口を基に設定しています。
- 計画期間における、量の見込みは、523～634人日程度が見込まれます。

【確保の方策】

- 計画期間内の各年度において、利用定員の範囲内で対応が可能とみられるため、現在の体制の維持・継続に努めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日／年）	634	618	588	565	523
確保の方策（人日／年）	634	618	588	565	523

② 在園児対象型以外

【量の見込みの考え方】

- 不定期事業を「利用したい」と回答した人（0～5歳）のうち、幼稚園、保育所、認定こども園の利用意向のある人を除外した人数、利用希望日数の中央値、推計人口を基に設定しています。
- 計画期間における、量の見込みは、625～763人日程度が見込まれます。

【確保の方策】

- 今後、実施事業者・施設の確保に努め、計画期間内の事業実施を目指します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日／年）	763	727	692	663	625
確保の方策（人日／年）	763	727	692	663	625

(9) 時間外保育（延長保育）事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等において保育を実施する事業です。（延長保育・休日保育等）

【量の見込みの考え方】

○ 今後、「保育所」、「認定こども園」等を利用したいと回答した人（0～5歳）、かつ、利用希望時間が「18:30以降」の人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数を基に設定しています。

○ 計画期間における、量の見込みは、0人日が見込まれます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日／年）	0	0	0	0	0
確保の方策（人日／年）	0	0	0	0	0

(10) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【量の見込みの考え方】

○ 保育所または認定こども園の利用希望者（0～5歳）のうち、子どもが病気やケガにより、「母親または父親が休んだ人」のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人の割合、利用希望日数の中央値、推計人口を基に設定しています。

○ 計画期間における、量の見込みは、159～194人日程度が見込まれます。

【確保の方策】

○ 今後、実施事業者・施設の確保に努め、計画期間内の事業実施を目指します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日／年）	194	185	176	168	159
確保の方策（人日／年）	194	185	176	168	159

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みの考え方】

- 平成 28～30 年度の利用率（利用者数／小学生の人口）の平均値がそのまま推移するものと想定して設定します。
- 計画期間における、量の見込みは、56～58 人程度が見込まれます。

【確保の方策】

- 今後は、低学年、高学年の利用希望者の動向を注視しながら、受け入れ体制の維持・充実を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	57	58	58	57	56
低学年	44	46	46	45	44
高学年	13	12	12	12	12
確保の方策（人）	57	58	58	57	56

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案して、町が定める基準に基づき特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具等必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業です。

【確保の方策】

- 今後も町が定めた現行の水準をできるだけ維持するよう配慮し、必要に応じて補足給付のあり方を検討します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入を促進し、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。

【確保の方策】

- 事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や持続性などを主な観点として、事業者と協議を行います。

第6節 教育・保育の一体的提供の推進

1 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設として設けられ、特に幼保連携型認定こども園については、新たな制度で、学校及び児童福祉施設として1つの認可の仕組みとされました。

しかし、幼稚園・保育所においては、運営者の事業に対する考え方（建学の精神など）や、教育・保育に対する方針があり、利用者もその考え方等への共感が利用につながっていることを考慮すると、一律的な認定こども園への移行を促進することは適当でないと考えられます。

そのため、幼稚園・保育所から認定こども園への移行については、それぞれの施設並びに運営事業者の意向を尊重することとします。

また、幼稚園については、今後の提供体制やニーズの見込み、児童数の推移を見極めながら、教育・保育の一体的な提供を念頭に置いて検討することとします。

2 幼稚園教諭と保育所保育士の合同研修に対する支援

現在、幼稚園や保育所の職員を対象とする研修については、施設ごと、または機関ごとに開催されていますが、合同での研修が増えつつあります。

勤務体制や勤務時間等の違いなど、幼稚園教諭と保育所保育士との合同研修には難しい側面もありますが、教育・保育の質の向上に向けて、より多くの研修機会が確保できるよう、町が主体となり機関の連携に努めます。

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

（より良い事業の提供に係る基本的考え方と推進方策）

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）により、質の高い教育・保育サービスを提供します。

また、特定地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業等）は、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することとします。

地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含むすべての子育て家庭をバックアップする役割を担います。

4 教育・保育施設と地域型保育事業との連携

認可された地域型保育事業者に対し、すべての教育・保育施設が参加する子育て支援関係機関ネットワークへの参加を呼びかけます。

その中で情報の共有をはじめ、必要に応じた連携を進めます。

5 幼稚園及び保育所と小学校等との連携

町内の幼稚園、保育所、小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

第7節 教育・保育施設の質の向上

- 各保育所では、各施設の運営方針に基づき、定期的な職員研修、保護者との懇談会などを行うことによって、より良い保育サービスに努めます。
- 年1回の監査のほか、第三者の苦情処理委員会を設置し、利用者本位の保育サービスの提供に努めます。
- 幼稚園では、教育の「質」を確保するため、特色ある保育実践等の報告や情報交換を行います。
- 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・施設及び地域型保育事業の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な情報交換を実施します。
- 認可外保育施設や地域子育て支援事業の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な情報交換に努めます。

第8節 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

- 産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、すべての子育て世帯に対して、教育や子育て支援に関する情報提供や相談支援を継続します。
- 育児休業満了時(原則1歳到達時)から特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を円滑に利用できるよう、利用希望の把握に努めます。
- 特定教育・保育施設との調整をはじめとする計画的な受け入れ方策の検討を進めます。

第6章 計画の着実な推進に向けて

第6章 計画の着実な推進に向けて

本計画の推進に当たっては、関係機関・団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・事業者・行政などそれぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わる様々な施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

1 計画の推進体制

(1) 住民や地域・関係団体等との連携

地域における子育て支援を推進し、本計画を実効性のあるものとしていくためには、町が本計画に基づき、安心安全な子育て支援を着実に展開していくとともに、子育て家庭や地域・関係団体等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。

そのため、町の広報紙・ホームページ等の媒体や様々な機会を通じて、積極的に計画の周知や啓発活動等を行うほか、子育て施策や母子保健活動、相談事業等を通じて、子育て家庭の意向を把握し、地域・関係団体等と十分に連携を図りつつ、計画での取り組みを推進します。

さらに、効果的な計画・施策の情報発信や行政と家庭、地域のつながり方について、随時検討していきます。

(2) 庁内における推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は多岐の分野にわたっており、全庁的な取り組みとして総合的・計画的に推進するため、庁内各関係部局と子ども・子育て支援に関する取り組みを共有し、連携を強化します。

そこで、関係各課と連携し情報の共有化を図り、改善すべき課題等の共通認識を持ち、本計画を推進していきます。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画の達成に向けて、施策の進捗状況を定期的に点検・評価する等、着実な推進に努めます。

資料編

資料編

1 子ども・子育て会議条例

南三陸町子ども・子育て会議条例

平成25年12月17日

条例第28号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、南三陸町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(組織等)

第2条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任されることができる。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 子育て会議は、必要があると認められるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年南三陸町条例第40号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

2 委員名簿

南三陸町子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成29年4月1日～平成32年（令和2年）3月31日

分類	施設名	氏名	備考
保護者 (1号委員)	南三陸町立志津川小学校	後藤 エミ	
	南三陸町立伊里前小学校 南三陸町立伊里前保育所	千葉 久美子	
	南三陸町立志津川中学校 南三陸町立戸倉小学校 南三陸町立戸倉保育所	小山 園美	
	南三陸町PTA連合会	後藤 正和	
	南三陸町立志津川中学校	阿部 雅美	
	子育て支援センター	三浦 奈菜	
子育て支援 事業従事者 (2号委員)	南三陸町立志津川保育所	阿部 久美子	
	学校法人平成学園 あさひ幼稚園	遠藤 ゆみ子	
	一般社団法人きぼうの森 認定こども園入谷ひがし幼稚園	山内 聖子	
学識経験者 (3号委員)	南三陸町立小・中学校長会	菅原 佳江	
	宮城県気仙沼保健福祉事務所	佐藤 洋	
町長が認める者 (4号委員)	南三陸町民生委員児童委員協議会	平形 明子	会長
	南三陸町行政区長連絡協議会	山内 敏裕	副会長
	南三陸町教育委員会教育総務課	阿部 俊光	
	南三陸町志津川公民館	佐々木 仁一	

南三陸子どもHAPPY♥プラン

～第2期 南三陸町子ども・子育て支援事業計画～

発行：令和2年3月

発行者：南三陸町保健福祉課

〒986-0725 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田14番地3

電話：0226-46-1402

FAX：0226-46-4587

